

行政常任委員会

令和 3 年 1 2 月 9 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○南委員長 おはようございます。

連日の一般質問でお疲れで御苦労さんでございます。

当委員会は3日を予定しております。木、金と来週の月曜日ということで、できたら皆さんに協力してもらって2日余りで終わりたいと思います。

また、明日は、午前10時より中部電力のほうを視察させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

まず、市長のほうから御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第64号、尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正についてから、昨日上程させていただきました議案第74号、尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正についてと議案75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（12号）の議決についてを加えまして、計12議案でございます。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

市長は、ちょっと公務があるようでございますので、すみません、ありがとうございました。

それでは、財政課から審査に入りたいと思いますので、財政課に所管の議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決から説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,215万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億5,987万5,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳入でございます。財政課所管のものは、18款繰入金1,800万円の増額で、これは、前年度の医療給付費市町負担金の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金でございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

歳出でございます。最下段の2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、3,993万1,000円を増額し、計7億9,568万2,000円とするもので、内訳につきましては、19ページになります。財政調整基金積立金1,746万7,000円、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、森林環境譲与税基金積立金16万4,000円でございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、財政課分は、25ページの中段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金295万6,000円の増額で、これは、国保基盤安定繰出金の増額のほか、繰り出し対象経費の変更に伴うものでございます。

次に、26、27ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費4,000円の減額につきましては、同じく繰り出し対象経費の変更に伴う後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減額でございます。

補正予算（第11号）の説明は以上でございます。

○南委員長　以上が議案第68号の説明でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　また、後でも、あったら質疑してもらったら結構ですので、それでは、続きまして、議案第57号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決についての追加議案ですね、これは、説明をお願いいたします。

（「議案75号じゃない」と呼ぶ者あり）

○南委員長　75号。

○岩本財政課長　それでは、続きまして、議案第75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,598万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億9,586万円とするものでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入でございます。このうち18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,217万4,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費6,720万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込額1億2,000万円のうち、経費への充当分を除く6,720万円をふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の11号補正及び12号補正を踏まえた基金残高でございます。財政調整基金につきましては、11号補正で1,746万7,000円を積み立て、12号補正で1,217万4,000円を取り崩すことにより、補正後の残高は、11億8,043万9,000円となる見込みでございます。

また、みどりの基金及び森林環境譲与税基金につきましては、11号補正においてそれぞれ2,230万円、16万4,000円を積み立て、ふるさと応援基金につきましては、12号補正において6,720万円を積み立て、補正後の残高は、4億3,834万7,000円。これらの結果、12号補正後の基金合計は、22億1,571万3,000円となる見込みでございます。

補正予算（第12号）の説明は以上でございます。

○南委員長　議案第75号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

○村田委員　財政調整基金についてちょっとお伺いしたいんですけれども、今現在11億8,043万ですか、ありますけれども、これから当初予算に向けて、来期の、いろいろ調整が行われると思うんですけれども、今から、今では無理かも分かりませんが、財政課の見通しとして、当初予算を組んだ後の財調の残高と

というような、どの辺を目標に持っておられるんですか。

○岩本財政課長　　また、今から説明させていただく財政見通しのほうでも若干触れさせていただくんですけれども、以前にもちょっと私のほうから言わせていただいたのは、当初予算編成後の残高が10億円を確保できれば、安定的に財政運営ができるというふうに私のほうは考えております。

それと、今ふるさと納税のほうも増加傾向でございますので、その辺ふるさと応援基金に積み立てている部分もありますので、それと合わせた形でも10億円を確保していきたいというふうに考えております。

○南委員長　　今の財政課長の説明で、後で財政見通しの報告がありますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

○濱中委員　　この質問は、財政課でいいのか、それとも、ふるさと納税の担当なのかちょっと分からないんですけれども、ふるさと応援基金の中には、ふるさと応援の中で項目別に寄附して下さっておる方がおるのではないかと思うんです。そういう仕分は、こちらではやってないですか。

○岩本財政課長　　当初予算編成の際に、寄附していただいたときに希望されたどの事業へというのを尊重しながらは予算編成で充当させていただいておりますけれども、それに全部事業費が当てはまるかというのと、そうでもない部分がありますので、そこは、臨機応変に充当はさせていただいております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それでは、他にないようですので、議案68号と75号の財政課の審査を終了いたします。

それでは、引き続きまして、今先ほどの報告事項として今後の財政見通しと財政健全化計画の取組状況の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　　それでは、今後の財政収支見通しと財政健全化の取組状況について御報告させていただきます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

この表につきましては、令和7年度までの財政収支見通しについて、令和2年度決算及び今後の事業見込み等を踏まえて作成したものでございます。当初予算編成時における財源不足額を把握するため、一般財源ベースで試算をしております。

なお、令和3年度につきましては当初予算の数値、令和4年度以降が推計値にな

っております。

このうち、主なところを申し上げますと、まず、歳入のうち、市税につきましては、人口減少等に伴い、令和4年度以降については、18億円台ではありますが、徐々に減少する見込みと推計をしております。

また、3の地方交付税のうち、普通交付税と4の臨時財政対策債ですが、これにつきましては、本年度の交付額が確定しておりますので、これをベースに推計を行っております。本年度の交付額が見込みより大幅に増額となりましたので、以前の推計値より各年度とも増加しております。ただし、人口急減補正の関係で今後も国調の人口減少影響が続きますので、これにつきましても年々減少傾向と予測をしております。

次に、歳出ですが、人件費と扶助費につきましては、ほぼ横ばい傾向でございます。

公債費につきましては、今後の事業見込みも踏まえて試算をしておりますけれども、令和5年度を境に、6年度、7年度は減少する見込みとなっております。

また、4の義務的経費を除く行政経費につきましては、今後見込まれる事業を踏まえて推計をした結果、令和4年度以降は増加傾向と推計をしております。

これらの結果、歳入合計から歳出合計を差し引いた収支につきましては、令和4年度で1億7,482万5,000円、令和5年度で3億9,900万2,000円、以降、記載のとおり財源不足となる見込みでございます。この財源不足見込額につきましては、下の表の収支調整のとおり、財政調整基金等の基金の取崩しによって補填することとしております。

なお、下から2行目に収支改善目標額という欄がございますが、前は、ここに各年度1億円ずつの収支改善額を入れた上で基金の取崩し額を減少させておりましたけれども、今回は、それを入れずに基金の動きを推計しております。

次の3ページに基金の推計がありますので、御覧ください。

財政調整基金の令和4年度の欄を御覧いただきますと、当初予算編成前残高が11億8,043万9,000円となっておりますけれども、これは、今回の12号補正後の残高を記載しております。そこから先ほどの収支見通しで推計いたしました取崩し必要額を、必要額1億4,992万1,000円を差し引いた当初予算編成後残高が10億3,051万8,000円となります。こういった形で令和7年度まで推計をしていきますと、令和7年度の当初予算編成後残高は、7億8,548万3,000円と見込んでおります。

この財政収支見通しと基金残高見込みにつきましては、あくまでも推計ということで、特に地方交付税のように来年度の予測もなかなか難しいということがありますので、数字が変わってしまう可能性もありますけれども、前回の見通しと比較すると、一定程度改善された結果となっております。

それでは、引き続きまして、4ページを御覧ください。

財政健全化の取組状況でございます。歳入歳出の各取組項目につきましては、財政健全化計画においてそれぞれ目標額を設定して取組を進めているものでございますが、今回令和2年度決算で実績が出ておりますので、その中で主なものを説明させていただきます。

まず、(1)の歳入の確保のうち、ふるさと納税寄附額増加への取組でございますが、これにつきましては、所管の政策調整課のほうで様々な取組、返礼品の魅力向上や新たなふるさと納税ポータルサイトの活用など、新規寄附者あるいはリピーターの獲得等に努めていただいております、その結果、目標額を上回る寄附額の増加につながっております。6年度までのトータル目標額は8,800万円としておりますが、現時点でそれを上回る実績額となっております。

次に、二つ目の遊休市有財産の売却につきましては、令和2年度で2区画、本年度は、現在までで1区画の売却となっており、計2,234万4,000円となっております。これにつきましては、引き続き広報に努め、財源確保につながるようさらにとり組を進めてまいりたいと考えております。

次に、三つ目の受益者負担の適正化でございますが、これは、令和2年度につきましては、コロナ禍における公共施設の利用停止等の影響もありまして、実績額は前年度比82万円の減少となりました。

以上によりまして、一番下段の歳入効果額の計ですけれども、6年度までの効果想定額計1億6,900万円に対しまして、現在までの実績額は1億4,321万6,000円となっております。

次に、5ページを御覧ください。

(2)歳出の抑制ですが、取組項目につきましては、3役報酬削減の継続実施、人事交流の縮減、調整監ポストの廃止、管理職手当の削減、時間外手当の削減で、それぞれ実績額は記載のとおりでございますので、御参照をお願いします。

この中で、特に四つ目の時間外手当の削減実績が多くなっておりますけれども、これにつきましては、先ほどと同様、コロナの影響で各種イベント等の中止が多かったことが大きな要因でございます。

この結果、一番下の歳出効果額の計は、6年度までの効果想定額6,860万8,000円に対しまして、実績額は現在までで1,694万2,000円となっております。

以上で今後の財政収支見通しと財政健全化の取組状況の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○南委員長 報告事項に御質疑のある方、御発言願います。

○仲委員 財政収支見通しのところで質問したいんですけど、今までの報告の中で、諸般の事情もありますけど、財政課のかなりの努力によって財政調整基金も増えてきたということについては評価したいと思うんですけど、財政収支見通しの歳入のところで、普通交付税が34億1,988万9,000円ということで、前年度より当初予算ベースで2億4,000万程度増えております。

その要因としては、臨時財政対策債が5,000万ぐらい減っていますので、その振替で実質2億増えておる感じなんですけど、9月補正で地方交付税、普通交付税が3億8,000万程度プラスされたんですね。それで、合計で40億を超えたと、地方交付税全体で40億3,858万4,000円ということで40億を超えたわけですけど、今回当初予算ベースで38億9,119万7,000円ということで、補正予算と比較すると1億4,700万程度低いという主な要因を教えてください。

○岩本財政課長 一つ目が、普通交付税の算定の中で、国が定める補正係数とか単位費用、これは、財政課では推計が全くできませんので、その辺の見込みを鑑みて下げているということと、もう一つは、国勢調査人口の影響額が、これ制度的に人口急減補正というのがあるんですが、例えば2,000人、国調人口が減ったとして、それを5年間で徐々に下げていこう、影響額を出していこうという制度があって、今後も5年かけてその分は減っていくということが一つ。

それと、もう一つは、地域デジタル社会推進費とかというのは国の制度でできたもので、令和3年度と令和4年度の限定的なものでございますので、その辺を推測してこの交付税の数値を出しております。

○仲委員 2点ぐらいあるんですけど、国の財政の指針というか、あれは毎年来ておるんですけど、脱炭素の関係の国の言うたら単位指標とか、貢献しておるとかというのは、今出てないですか。

○岩本財政課長 令和3年度まででは、その辺の経費というのはまだ現われてないと思います。今後、令和4年度以降にどういう指針が出るかはちょっと分かりませんが、その辺の可能性もあると思います。

- 仲委員 分かる範囲で答えていただきたいんですけど、市税なんですけど、市税は、今回当初で推計で令和4年度18億9,732万3,000円という予算推計しておるんですけど、これ9月補正には増加がなかったと思うんですわ。ということは、当初と同じベースということで考えると、今回9,000万程度増えた主な要因というのはどういうところですか。
- 岩本財政課長 令和3年度の当初予算が18億500万ぐらいで、令和2年度の決算額を見てみますと、19億9,600万ほどあります。その辺の令和2年度の実績を踏まえて令和4年度以降推計していますので、令和3年度と比べると上がっているということになります。
- 仲委員 分かりました。
- 小川委員 参考までにちょっと一回聞かせていただきたいんですけど、国の事業で市町に対してこういった事業をやった場合、特例交付金で10分の10負担しますよという、官報でよく来ていると思うんですけど、その特例交付金を使った場合、次年度の普通交付税というのは、その分減らされるんですか。そういうことはないんですか。その点どうなんでしょう。
- 岩本財政課長 ちょっと個別には分からんのですけれども、通常は、特定財源を除いた一般財源の額を普通交付税で見ますので、ダブってという算定の仕方はないです、基本的には。
- 小川委員 いやいや、新たに、例えば奨学金制度とかありますけれども、それ、市町が持った場合に10分の10で負担しますよと最近政府が言っておるんですけど、多分特例交付金やと思うんですけど、それを使った場合は、まだ出たばかりで分かってないと思うんですが、以前に特例交付金を使った場合は、普通交付税の分から差っ引きされるので、なかなか使いづらいというのを聞いたことあると思うんですけど、その点はどうなんでしょうかね。
- 岩本財政課長 すみません、ちょっとその奨学金の話になると分からんですけど、特例交付金で交付された分については、基準財政収入額としてカウントされることが通常ですので、その辺は差し引かれると思っております。
- 南委員長 他にございませんか。
- 中村委員 ふるさと応援基金の、これは目的基金ですか。それとも、その割合って、今ちょっとその話が出たと思うんですけども、どれぐらいの割合で自由に使える、財政調整基金並みに扱えるパーセンテージってあるんですか。
- 岩本財政課長 ふるさと応援基金につきましては、特定目的基金になります。

ただ、使える事業というのは、財政調整基金ほどではないんですけれども、人件費とかそういうのでは使えませんけれども、ある程度、地域活性化をするような事業に対しては使えますので、それは、財政調整基金の次に汎用性の高い基金だと思っております。

それから、パーセントというのはありません。どんな事業、どんな事業というか、充てられる事業やったら、その基金の中から充てられる、パーセント限らず充てられるということです。

○中村委員　　今さっき濱中委員が、目的を指示して寄附された場合というのが質問あったと思うんですけれども、ふるさと納税でそのカウント、そやから、これに使ってくださいカウントというのは、財政課のほうで振り分けられるんですか。

○岩本財政課長　　ふるさと納税をしていただいたときに、政策調整課のほうでその目的ごとに幾らあるかというのを、資料を頂いて、その割合に応じて各事業に振り分けていくという作業を財政課のほうでやっております。

○中村委員　　それと、尾鷲市の起債、この中で借金についての推移、今、年間それを払うだけで約12億ぐらいやったような気がするんですけど、ごめんなさい、数字ちょっと正確に私分らないんですけど、それについての推移というのか、表というのがここにはついてますか。

○岩本財政課長　　2ページの財政収支見通しの歳出の3番の公債費、これが起債に対する償還金の推移になります。

○南委員長　　よろしいですか、中村委員。

○中村委員　　はい。

○南委員長　　他にございませんか。

○三鬼議長　　財政健全化の考え方でちょっと確認だけというか、あと、この3ページの基金の残高見込みについてという、併せて伺いたいんです。

先ほど村田委員さんから基金の在り方について問われておりましたけど、この3ページの表を見ると、令和7年度で7億8,000万ぐらいになっていて、ふるさと納税を合わせて10億あればというような表現があったんですけど、現在、担当課の担当職員のSNSとか使ったりとかして、昨年からふるさと納税を延ばしたわけなんですけど、これにはコロナ等の中である巣籠もりであるとかというので、全国的にネットでこういったものを取り寄せたりということが増えておる中での増額というのも若干は勘定せなあかんのじゃないかなと思うところがあって、収拾、コロナが終息した折には、巣籠もりしておる方が外へ出たりとかってなったときに、

ここまでふるさと納税が保てるかどうかというのはあると思うんですけど、こういったことを踏まえて、おわせSEAモデル等とも並行して進めておるんですけど、そういったのの出も今財政見込みの中に入っておるのかどうかというのもちょっと確認したいと思います。

○岩本財政課長　　まず、2番目のSEAモデル関係の事業費につきましては、概算で16億5,000万という数字が出ておりますので、その数字は入れております。それに対する交付金とか起債を除いた一般財源の額で、歳出のほうに見込んでおります。

それから、ふるさと納税の関係は、政策調整ですけれども、政策調整課のほうでは、もちろんコロナの影響ということも今回の増額の要因があるとは思うんですけども、先ほど議長も言われたように、SNS、ユーチューバーさんをお願いしたりですとか、そういったことで何とか減っていくのを回避するというか、逆に増やしていくという取組はしていただいております。

○南委員長　　議長、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　それでは、ないようですので、財政課所管の議案と報告事項を終了いたしたいと思っております。ありがとうございました。

次に、総務課に入ってください。

よろしいでしょうか、総務課長。

それでは、総務課所管のまず議案第68号、補正予算(第11号)のほうの説明をお願いいたします。

○竹平総務課長　　それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

予算説明書の10ページ、11ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,840万3,000円のうち、総務課分といたしましては、歳出の情報化推進事業288万4,000円に係る分でございますので、歳出で説明をさせていただきます。また、歳出につきまして、人件費につきましては全ての費目にまたがりますので、総務課において一括

説明とさせていただきます。

まず、別紙委員会資料1ページをお願いします。通知をいたします。

人件費でございます。この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保会計、後期会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載をさせていただいております。一番下に記載しておりますが、表内職員数の増減は、マイナス1名の170名でございます。

まず、給料合計額609万3,000円の減額ですが、これは、一般職員の人事異動等に伴う461万4,000円の減額と、上から2段目に記載の市長就任後の給料20%減額分147万5,000円の減額が主なものでございます。

次に、職員手当の主なものといたしましては、期末勤勉手当が263万2,000円の減額ですが、市長就任後の期末手当20%の減額分42万6,000円の減額と一般職員の人事異動等による減額172万9,000円の減額が主なものでございます。

次に、時間外でございますが、市県民税申告書整理作業等課税準備等による税務課の60万円の増額、戸籍住民基本台帳費30万円、監査委員費50万円、道路橋梁費50万円、都市計画総務費30万円の増額のほか、保健総務費50万円の減額、イベント中止等による商工総務費の270万円の減額で、合計29万円の減額としております。

また、退職手当4,505万5,000円の増額は、3名の退職分で、職員手当の総計といたしましては、児童手当を除く分で4,441万2,000円の増額となっております。

共済費は、211万2,000円の増額で、給料諸手当の総合計は、児童手当を除く分で4,043万1,000円の増額となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

会計年度任用職員人件費について御説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、主なものは、1節報酬426万4,000円の減額は、雇用期間の短縮及び人員の減によるもので、4款保健総務費では、接種会場における1名の増員分78万円の増額、9款事務局費では、1名減の135万円の減額及び小学校費では、ICT支援員の勤務時間短縮による187万1,000円の減額が主なものでございます。

3節期末手当231万9,000円の減額は、勤務時間短縮による基礎額の減と採用期間による期間率の減額によるものでございます。

また、4節共済費では、共済組合費で102万円の増額、社会保険料等で208万3,000円の減額及び通勤手当の費用弁償60万7,000円の減額により、合計819万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算につきましては、予算書に戻っていただき、16ページ、17ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般管理経費230万円の減額は、いずれも実績見込みによる燃料費55万円、通信運搬費15万円、有料道路通行料160万円を減額するものでございます。

次に、情報化推進事業288万4,000円の増額は、地方創生臨時交付金を活用し、庁内ウェブ会議用の端末関連を整備するものでございますが、需用費42万9,000円は、パソコン管理用ソフト及びウイルスソフトの消耗品費12万9,000円、LANケーブル配線修繕30万円に備品購入費245万5,000円につきましては、ウェブ会議用の端末7台とカメラ、マイク、スピーカーにプロジェクターとスクリーン2台のほか、机と椅子の購入代でございます。

庁舎管理経費120万円の減額は、光熱水費の実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

債務負担行為補正でございますが、総務課分といたしましては、一番上の公用車集中管理業務委託と本庁舎等警備業務委託の2件でございます。期間はいずれも令和4年度から6年度までの3年間で、限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上で議案第68号の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。

引き続き、よろしければ、議案第75号。

○南委員長　　ちょっと待って、1本ずつ行きますので。

それでは、議案68号に御質疑のある方。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、ないようですので、引き続き、議案第75号、一般会計補正予算12号の説明をお願いいたします。

○竹平総務課長　　議案第75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の説明をさせていただきます。

予算説明書の10ページ、11ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

総務課に係る補正予算は、子育て世帯等臨時特別支援事業の人件費部分で、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る48万3,000円の時間外勤務手当の追加でございます。

以上、総務課に係る補正予算の説明とさせていただきます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、総務課所管の2議案の審査を終了いたします。ありがとうございました。

次に、政策調整課のほうに入させていただきます。

それでは、政策調整課所管の議案第68号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)のうち、当課に係る分につきまして御説明をさせていただきます。

まず最初に、歳入についてでございます。

補正予算書の10、11ページを御覧ください。通知させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金2,840万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。各課における対象事業に対する交付金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

補正予算書の18、19ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の交通体系関係事務経費87万円の増額は、伊勢鉄道協調支援負担金でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とするもので、ワイドビュー南紀が利用している伊勢鉄道について、安全安心な運行計画の策定を促し、その計画に基づく運行に係る費用を2か月間支援することで、伊勢鉄道の安定的な運行体制の確保を図るため、県が行う伊勢鉄道への支援に、新型コロナウイルス感染症の影響による伊勢鉄道株式会社への支援に関する覚書を締結している沿線等15市町が協調して負担金を支払うものでございます。

続きまして、債務負担行為についての御説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページを御覧ください。通知させていただきます。

債務負担行為補正の当課に係る分といたしましては、上から3段目から、尾鷲市コミュニティバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託、令和4年度限度額4,225万2,000円と、運賃平準化業務委託、令和4年度限度額39万円、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料、令和4年度限度額2,015万5,000円であります。

内訳につきましては、委員会資料に基づき御説明をさせていただきますので、委員会資料1を御覧ください。通知させていただきます。

尾鷲市コミュニティバス4路線の運行継続をしていくため、尾鷲市コミュニティバス八鬼山線及びハラソ線運行業務委託、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料及び運賃平準化業務委託について債務負担行為を計上したものでございます。

なお、尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理につきましては、令和4年1月に公募を行い、仮協定を締結した後、令和4年度第1回定例会におきまして、改めて議決等の手続をいただき、協定を締結する予定でございます。

詳細について御説明申し上げます。八鬼山線及びハラソ線の運行業務委託の令和4年度限度額は、運行経費4,818万1,000円から利用料金収入見込額683万4,000円と補助金見込額293万7,000円を差し引いた額に消費税を加えた4,225万2,000円でございます。

続いて、尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料の令和4年度限度額は、運行経費1,988万5,000円から利用料金収入見込額156万3,000円を差し引いた額に消費税を加えた2,015万5,000円でございます。また、須賀利地区のバス乗り継ぎにおいて生じる運賃差額を調整するための運賃平準化業務委託が39万円でございます。

以上が令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

○濱中委員 コミュニティバスに関しましては、これ運行当初の頃から定期路線を残したいというのが基本の中にあつたと記憶するんですけども、それは現在も変わりなく定期路線をまず残すことを基本としていくのか、ちょっと今回の内訳を見たときに、利用料金がかかなりどんどんと経費の中で見込める額が少なくなってきた

ているなという気がするんです。

せんだってこの協議会、あったと思うんですけども、その中で、今までの形態をこのまま維持していくことを望むのか、新しい形を望むのかというような議論、どういった議論があったのか、それも含めて御説明をいただければなと思うんですけども。

○三鬼政策調整課長 公共交通におきましては、現在運行をいただいております三重交通による指定管理料を含めた委託、この路線につきましては、やはり私ども、今後12月中には地区を訪問いたしまして、公共交通に関する地区での懇談会を開催させていただき予定でございますが、11月に行いました市民懇談会の際にも、非常に多くの意見をいただいております。

ですので、地域の足としてなくてはならないものという皆様の思いが伝わってきますが、実際、利用客もコロナ禍も相まって減少しているのも現実でございますので、その中で、どのような在り方が持続可能な形として、やはり地区の方も満足いただき、持続可能な財政負担のバランスも含めて、それを第一に考えております。

そこで、先日の公共交通の会議も、現状を踏まえながら、区長さんや代表も含めていろんな意見が出されましたが、やはり利用いただきやすいような構成の中で、どういうものが持続可能なのかということころは、今までの既存の仕組みに何を足せばいいのか、何を例えば引けばいいのか、それも含めて議論させていただいております。

今月の各地区での公共交通に関する特化した地区懇談会でいただいた意見を踏まえて、今後私たちが素案を練りながら、地域の皆様と素案を練りながら、今後示していきたいと思っておりますので、そういう方向で行きたいと思っております。

○濱中委員 分かりました。これから決めていくという辺りで理解しようと思っておりますが、やはり定期路線を残してプラスということは、経費の面から考えても、なかなか難しいのかなというような思いがあります。

恐らくこの先、高齢者も増えてくると、やはり運転免許の返納なんかで利用したい方はある程度今よりは増えるのかなという気はするんですけども、そういった辺りのどういった使い方というのは、できるだけ多くの意見をいただいた上で、またお示しいただきたいなと思っております。

もう一点、先ほど財政のほうで聞かせていただいたんですけども、ふるさと納税の目的別という辺りで、細かく分けてなければ結構ですけども、大体目的として、上位1、2、3ぐらい、どれぐらいのところが多いのか、外から見た尾鷲に対

してどういうことを期待されているのかというのの参考になるかなと思うので、目的の多いところを少し御説明いただければと思うんですけど。

○三鬼政策調整課長 申し訳ございません、12号補正に係る、この後ちょっと説明をさせていただきたいと思いますので、その中で説明させてください。よろしく願いいたします。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 コミュニティバスの運行業務委託料と指定管理料の両方なんですけど、昨今燃料費が高止まりというところがあって、なかなか来年度のことは見通せないと思うんですけど、高止まりが続くのではないかという中で、やはり燃料費の部分についても加味した、これ債務負担行為ですもの、実質どの程度で契約できるかというのは別にして、やっぱり加味されておるということでよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 今回、燃料費の高騰が続いているということも踏まえております。

なお、現時点では、コロナ関連対策や現在実施していることもこの先続く可能性がございますので、それも踏まえて限度額とさせていただいておりますので、今後詳細につきましては、事業者と詰めながら、削減には努力していきたいと思っております。

○仲委員 令和3年度の当初の予算書と比較すると、業務委託料で、これはあくまで債務負担行為の4,225万2,000円なんですけど、大体250万ぐらいアップされておるんですね。それから、指定管理料についても73万2,000円ぐらいアップされておると。債務負担行為と予算書の違いがあるんですけど、そこら辺が燃料高騰の考え方ということでよろしいですか。

○三鬼政策調整課長 燃料高騰の要件もございまして、コロナ対策、それに関する、社全体としてのいわゆる人件費相当額も加味した形で限度額として設定させていただいておりますので、今後の状況見込みも含めて、できるだけ精査した形で予算は計上したいと思っております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、引き続き、議案第75号の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 それでは、議案第75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決についてのうち、政策調整課に係る分について御説明をい

たします。

まず、補正予算書及び予算説明書の 8、9 ページを御覧ください。通知いたします。

歳入についてでございます。17 款寄附金、1 項寄附金、1 目総務費寄附金は、1 億 2,000 万円を増額し、ふるさと応援寄附金について、令和 3 年度の寄附金見込額を 4 億 2,000 万円と想定して増額するものでございます。

次に、10、11 ページを御覧ください。通知いたします。

歳出について御説明いたします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、6,497 万 4,000 円を増額するもので、財源は、ふるさと応援寄附金が 5,280 万円、残りが一般財源でございます。

ふるさと納税事業の内訳として、10 節需用費 4 万 2,000 円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請書等の発行に関する消耗品費等でございます。

次に、11 節役務費 1,213 万 2,000 円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請書の発送に関する通信運搬費として 289 万 8,000 円、ふるさと納税指定代理納付手数料として 923 万 4,000 円を計上させていただきます。

次に、12 節委託料 5,280 万円は、返礼品を含めたふるさと納税関連業務委託料の増額でございます。

続いて、委員会資料に基づき、令和 3 年度ふるさと納税の状況につきまして、西村参事より御報告させていただきます。

○西村政策調整課参事 それでは、委員会資料 2 ページを御覧ください。通知します。

ここでは、(1) 令和 3 年度ふるさと納税寄附金の申請件数について、月別状況を示しています。11 月 30 日までの申請件数は 1 万 5,932 件で、同年同時期に比べ 2,842 件上回り、121%と増加しております。

次のページを御覧ください。

ここでは、(2) 令和 3 年度ふるさと納税寄附金の申請金額について、月別状況を示しています。11 月 30 日までの申請金額は 2 億 2,246 万 8,000 円で、前年同時期に比べ 1,826 万 8,000 円上回り、108.9%と増加しております。

次のページを御覧ください。

ここでは、（３）令和３年度ふるさと納税返礼品件数の上位１０位までを示しております。生食用サーモン切り落としが８，１４７件で最も多く、紀州南高梅まるやか梅干し、三重県産清見オレンジと続いております。

次のページを御覧ください。

ここでは、２、令和３年度ふるさと納税寄附金額・エリア上位５位までを示しております。寄附金額では、１万円が１万９４４件で最も多く、５，０００円、２万円と続いています。エリアでは、東京が３，７４４件で最も多く、神奈川県、愛知県と続いています。

次のページを御覧ください。

ここでは、令和３年度ふるさと納税事業の活動状況についてでございます。４月から様々な取組を行い、７月には、日本最大級ふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスが行うチョイスアワードへのエントリー、１０月には、前年度寄附者に対する感謝企画、１１月には、「ダイヤモンドＺＡｉ」への尾鷲市返礼品の掲載、１１月には、ふるさとチョイス大感謝祭への参加、人気ユーチューバーを通じた尾鷲市の観光やふるさと納税返礼品等の紹介など、様々な取組を行いました。

以上がふるさと納税事業に関する説明となります。

以上で議案第７５号、令和３年度尾鷲市一般会計補正予算（第１２号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西村政策調整課参事　先ほど濱中委員がおっしゃっておられた寄附の使い道の件につきましてなんですが、うち、寄附の申込書、ポータルサイトもそうなんですが、申込書の一番最下段に、どのような形で皆様からの御寄附を使い道に選びましょうという欄があります。

そこで、市民協働・安全人権政策というのと健康・福祉政策、そして、産業・集落交流政策、子ども・生涯学習・文化政策、環境・都市基盤政策という形で、五つの項目に分けて使い道を選ぶような形でしております。

今年度、まだ寄附がこれから来ますので、状況はつかめてはいないのですが、特に、去年もそうなんですけど、子どもや生涯学習、文化政策、こちらのほうに寄附を使っていたきたいというような申出が多いです。

○南委員長　よろしいですか。

○小川委員　　以前ですかね、これ物から選ぶふるさと納税ですけど、事業に対して選ぶというようなことも提案させていただいて、ちょっとやっていただいたと思うんですけど、その点どうなっているのかというのと、あと、企業版ふるさと納税のほうは、事業のほうはどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○西村政策調整課参事　　小川委員おっしゃるように、モノからコトへということで、様々な体験メニューも作りました。実際ふるさと納税することによって、最初は物からの物が欲しいという形で寄附していただいて、尾鷲に寄附していただいた方が多かったかもしれません。

しかし、そこで実際に尾鷲市に来てもらえるような取組ということで、うちの移住体験の住宅をメインにした返礼品を出して、そこで地魚をさばくというようなところまでやって、それを返礼品に出しておったり、例えば、ちょっと変わった形なんですけど、尾鷲の情報を、物じゃなくて情報を外に出すという意味合いもあって、地元新聞の返礼品を作ったりとか、そのような形とか、様々な取組は今現在鋭意を行っております。

企業版ふるさと納税に関しましては。

○三鬼政策調整課長　　企業版ふるさと納税につきましては、以前から小川委員御助言のとおり、例えばガバメントクラウドファンディングのような、尾鷲市が事業を定めて、それに対して資金を募るという方法も御提案いただきました。

先日のように、いわゆるヤブーからの森林に関する企業版ふるさと納税のように、私たちがそういう目的を持ってすることに企業の支援を結びつけていくという、これは非常に大事なことです。引き続き、どの事業にどういう目的を持って充てていくかというところは、全庁挙げてしていかなければいけませんので、それは努めさせていただきたいと思います。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

特にふるさと納税については、一昨年から急にコロナの影響もあって随分と伸びが、今年度も4億2,000万ですか、職員さんの頑張りでこうやっておるようでございます。

特にふるさと納税につきましては、民間の業界の方も経済が回るし、尾鷲市にとっても、約半数ぐらいの金額が活用できるということでございますので、ぜひともこれからも5億を目指して取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

報告事項もないですね。

政策調整課を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時08分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、防災危機管理課、議案第68号、一般会計補正予算（第11号）の説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 防災危機管理課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の議決についてのうち、当課に係る分につきまして、補正予算書及び予算説明書に基づき御説明いたします。

それでは、補正予算書及び予算説明書の6ページを御覧ください。

当課に係る債務負担行為補正は1件でございます。

第2表の下から8段目、行政協力員団体傷害保険料、期間、令和4年度、限度額、43万7,000円につきましては、市内に115門ある樋門等の操作業務を三重県から水防費として委託されており、4月1日から公務として実働する水防団員のために加入する傷害保険料でございます。

以上で当課に係る補正予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないということでございますので、防災、終了いたします。ありがとうございました。

次に、税務課に入ってください。

よろしいですか、課長。

それでは、税務課の所管の説明を、まず、議案第66号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○仲税務課長 それでは、まず、議案第66号、尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の 5 ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、本年 6 月に成立した全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が交付されたことに基づく地方税法等の一部改正に伴い、本市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

後ほど詳しく説明いたしますが、今回の改正の概要といたしましては、所得制限は設けず、全世帯の未就学児の国保保険税の均等割額を 5 割軽減するというもので、既に低所得者に対して均等割の 7 割、5 割、2 割といった法定軽減がなされている場合でも、その均等割額をさらに 5 割軽減するということを規定するものであります。

それでは、詳細につきましては、条文では分かりづらいため、資料を用いて、苫谷係長より説明いたさせます。

○苫谷税務課係長　それでは、税務課資料のページ 1 を御覧ください。

現役世代への給付が少なく……。

○南委員長　ちょっと待って。

お願いします。

○苫谷税務課係長　給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するための「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和 3 年 6 月 11 日に公布されました。

その中で、子ども・子育て支援の拡充として、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額が公費で支援されます。

主な改正点といたしましては、対象となる国民健康保険加入世帯の未就学児、6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の均等割について、その 5 割を公費により軽減します。尾鷲市では約 80 人が該当となり、低所得者に係る保険税軽減制度の適用がある場合には、軽減後の均等割額を 5 割軽減いたします。

図を御覧ください。

一番左の 7 割軽減があるのは、7 割軽減対象世帯の未就学児の均等割が軽減された残り 3 割を今回の改正でさらに 5 割軽減する、つまり 2 分の 1 しますので、軽減といたしましては、7 割プラス 1.5 割で 8.5 割軽減となります。

同じく、5 割軽減、2 割軽減対象世帯の未就学児につきましても、7.5 割、6 割が軽減され、一番上の 5 割とあるのは、所得による軽減がない世帯の未就学児の軽減となります。

具体的には、次のページに軽減後の金額を記載させていただいております。医療分に当たる基礎税額につきましては、均等割額2万2,600円が5割軽減され1万1,300円、7割軽減対象世帯の場合は、7割軽減された6,780円の5割軽減、3,390円となり、5割、2割軽減世帯につきましては、それぞれ5,650円、9,040円となります。

同じく、後期高齢者支援分につきましても、御覧のとおり軽減されます。

なお、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割につきましては、対象が40歳以上となり、未就学児は対象外のため、今回の対象には含まれておりません。

この改正の施行日は、令和4年4月1日、この制度による保険税の減少見込みは、対象未就学児数が約80名、金額は160万と見込んでおり、保険税の減収補填につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することになっております。

説明は以上でございます。

○仲税務課長 以上が尾鷲市国民健康保険税条例改正内容についての説明であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○南委員長 66号の国民健康保険の一部改正は以上でございます。

御質疑ありませんか。

○小川委員 尾鷲市が4分の1負担ということなので、先ほど60万と言われましたけど、15万ぐらいのって理解すればよろしいのでしょうか。

○仲税務課長 この程度ということに見込んでおります。

○濱中委員 これ、80人の該当となっておりますけど、世帯数で言うとどれぐらいになりますか。もうこれは、人数だけで考えればよろしいですか。

○仲税務課長 世帯で考えますと、兄弟のお二人以上おられる方もおられますので、若干減るかと思えます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、引き続きまして、議案第74号、尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正についての説明をお願いいたします。

○仲税務課長 それでは、追加議案とさせていただいております議案第74号、尾鷲市市税条例の一部を改正する条例等の一部改正についてについて御説明させていただきます。

議案書の追加分の 2 ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、個人住民税の均等割の税率の軽減について規定しております尾鷲市市税条例第 3 2 条を削除して、3 月に改正いたしました尾鷲市市税条例の一部を改正する条例のうち、第 3 2 条に関する改正部分についても削除するものであります。

税務課資料の 4 ページ、均等割の税率の軽減の廃止についてを御覧ください。

よろしいでしょうか。

個人住民税の均等割の税率の軽減につきましては、地方税法に基づき、市税条例第 3 2 条におきまして、均等割を納付する義務のある同一生計配偶者または扶養親族及びそれらを 2 人以上有する者に対する減額について規定されております。

住民税をめぐる状況といたしましては、平成 1 6 年度の税制改正で均等割の納付義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置が段階的に廃止されておまして、さらに、平成 2 6 年度からは、東日本大震災を踏まえた地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業について、その財源を自主的に確保するように、地方税の臨時特例に関する法律に基づき、令和 5 年度まで 5 0 0 円の追加がなされるなど、均等割に対する加算というものが実施されてきております。

本市の個人均等割の税率の軽減につきましては、確認できる 1 0 年以上前から適用しておりませんでして、仮にこの規定を残した場合、今後同じ所得の方がおられる場合、均等割の納税義務を有する扶養者がいるかないか、あるいはその扶養者が 1 人いるか 2 人以上いるかによって、1 0 0 円の軽減を受けられる方とそうでない方が生じるということがありますので、税負担の公平性の確保という観点から、来年度より本規定を廃止したいと考えます。

なお、この規定により、本来これまで減額を受けられるはずであった方々に対しましては、本年度を含めた地方税法上還付可能な過去 5 か年分について税額更正を行った上で、できる限り早急に還付を行いたいと考えております。

現在、対象者の方の特定作業を行っておりますけれども、対象者は約 5 6 0 名、返還額としましては、5 年分で約 1 2 万円程度を見込んでおります。

なお、本市市税条例 3 2 条は、資料の参考のところに記載しましたとおり、地方税法第 3 1 1 条で規定されている住民税均等割の額を自治体の条例で定めるところにより減額することができるといった規定に基づくもので、本市市税条例の条文がいつ設定されたかについては不明でありますけれども、地方税法の設置時期あるいは設定された 1 0 0 円という金額等から考えて、この条文が非常に古いものである

ことが推測できます。

しかし、本市におきましては、少なくとも過去10年以上は適用を行ってこなかったこと、それにつきましては明白でありますので、このことについて深く反省するとともに、今後二度とこのようなことを起こさないよう、いま一度運用面における総点検を実施してまいりたいと考えております。

また、地方税法による返還には制限がございますので、本来減額を受けられるはずであった方々に対し、返還できないことにつきましては大変申し訳なく思っております。この場をお借りして、謹んでおわび申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

説明は以上です。

○南委員長 説明は以上でございます。

ただいまの議案説明に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、議案第68号、補正予算11号の説明をお願いいたします。

○仲税務課長 続きまして、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、税務課に係る債務負担行為部分について、補正予算書並びに税務課資料にて御説明いたします。

まず、補正予算書の6ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為補正のうち、上から6段目、7段目を御覧ください。今回計上する債務負担行為は、総合住民情報システム用紙印刷費及び市税等納税通知書作成業務委託、この2件でございます。

税務課資料の3ページの上段を御覧ください。

一つ目の債務負担行為といたしましては、総合住民情報システム用紙印刷費で、期間は令和4年度、限度額は204万2,000円であります。この債務負担行為は、令和4年度分の市県民税などの納付書兼領収証書や督促状兼納付書などの総合住民システム用紙の印刷物について、年度開始前より校正などの事前の準備とか調整期間を設けていきたいという必要がありますので、経費削減のためにもそれらを一括して発注を行うべく債務負担行為として補正計上するもので、例年同様の処理方法を取らせていただいているものであります。

次に、その下の丸ポチを御覧ください。

二つ目といたしましては、市税等納税通知書作成業務委託で、期間は令和4年度、限度額は422万5,000円であります。この業務委託料は、令和4年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税並びに後期高齢者医療保険料の納付書などの作成に係る業務委託であります。作成する書類の内訳については、御覧のとおりであります。

納期限や準備調整期間の関係から年度開始前に業務委託契約等の発注行為を行う必要があることから、例年どおりこの時期において債務負担行為補正を計上したいと考えております。

以上が税務課に係る債務負担行為補正予算の説明となります。よろしく御審議お願いいたします。

○南委員長 議案68号の税務課所管の説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 すみません、これ、何年も前にも同じことを聞いておるんですけども、年がたったのでちょっと形が変わってきてはいないかなという期待でなんですけれども、納税の通知書、すごく分厚く届きますよね。白紙の部分もかなり多いんです。恐らく固定資産なんかたくさん持っておる人は、たくさん項目が要るのは分かるんですけども、本当に一つのものなのに何枚もついてくるという、細かいことなんですけれども、あれによって郵送代も少しは軽減できんかなっていつも見るたびに思うんですけども、もうシステム上仕方がないものなんですか、あれは。そういった、言うたら1項目だけやったら1枚で届くような形にはできんものなのかなと見るたびに思うんですけども、いかがですか。

○仲税務課長 納税通知書に関しては、長年からずっと続いているということで、この長い間にも随分アップされて今の形になったと思っております。

ただ、当然税務課としても、そういったことも考えながら、今後も改良したいと思うんですけども、今現在、例えばQRコードといったものを国のほうの指示でつけるといったようなこともあって、様式の改編も今後考えられますので、その際にはまたそこら辺も、おっしゃられたことも踏まえて作成していきたいと思っております。

○濱中委員 恐らく慣例でなってきたところもあるのかなとは思いますが、業務委託先とのいろいろ打合せや交渉の中でそういったものがないのか、あれがもう全国共通なのかどうかということも含めて、ちょっといろんな交渉なり、そういうことをお願いしていきたいなと思いますので、その余地があるのであれば、

お願いします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、税務課所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、市民サービス課に入ってください。

引き続きまして、市民サービス課の所管の審査に入りたいと思います。

付託案件の、まず、議案第65号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第65号、尾鷲市国民健康保険条例の一部改正についてにつきまして御説明申し上げます。

条例一部改正案、新旧対照表の2ページを御覧ください。

出産育児一時金の支給額につきましては、現状は、右側にあるとおり、保険者として規定しております40万4,000円と産科医療補償制度の加算分1万6,000円の合計額の42万円を支給総額の上限としております。

このたび、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円と引き下げられることが決定され、令和4年1月1日より施行されることとなる中、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の総額は42万円を維持することが好ましいとの方針が示されたことなどを受け、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本市におきましても、支給額を維持すべく条例改正をするものでございます。

新旧対照表にありますとおり、加算分が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げられ、保険者として規定する出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に4,000円引き上げる改正でございます。

議案第65号についての説明は以上でございます。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方。

○濱中委員 これ、合計一緒なんですけれども、このお金の出どころも変わらずにそのままということによろしいですか。

○宇利市民サービス課長 出どころも同じく保険税からということ、プラス、一般会計からの4分の3の負担、合わせて42万円という出どころは変わらずという

ことになっています。

○南委員長 課長、参考までに、尾鷲市として何人を見込んでいるのか、お願いいたします。

○宇利市民サービス課長 今回補正をさせていただいて、今年度の支給額は10件を予定させていただくこととなっております。

○南委員長 ありがとうございます。

他にございませんよね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、引き続きまして、議案第68号、一般会計の11号補正の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正額526万9,000円を追加し、8億6,141万1,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金125万2,000円の増額でございます。今年度の国保基盤安定負担金の額確定に伴う増額でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額228万円を追加し、3億7,342万4,000円とするものでございます。このうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の国保基盤安定負担金40万6,000円の増額でございます。今年度の国保基盤安定負担金の額確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、13目コミュニティセンター費は、補正額38万8,000円を追加し、3,953万円とするものでございます。コミュニティセンター管理経費の工事請負費38万8,000円の増額は、元飛鳥幼稚園跡地の基礎撤去に係る工事請負費でございます。今回補正に計上させていただきましたものは、本年度、元飛鳥幼稚園につきまして、崩落危険度の高い建物部分のみの解体工事を本年8月に行ったところでございます。

このことについては、当初予算計上時にも説明申し上げましたが、当該地は埋蔵文化財包蔵地であるため、地面を掘り起こす場合には、事前の発掘調査が必要になることが懸念されておりました。家屋撤去後の現状を確認いただいた上で、県教育委員会と協議した結果、事前の発掘調査は必要なく、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘通知書を県教育委員会宛てに送付することにより、基礎撤去工事が可能であることが判明いたしました。このため、工事に必要な経費を計上したものであります。

委員会資料の1ページを御覧ください。

当初予算にてお認めいただいた家屋部分の撤去工事の入札差金が31万3,500円残っております。基礎撤去に係る工事費を算出したところ70万1,250円でありましたので、その差額38万8,000円を計上したものでございます。

なお、工期は1か月間を予定しております。

議案第68号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○西川委員 これって入札で行うんですか。

○宇利市民サービス課長 はい、入札を予定しております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんよね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、次に、議案第69号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)と議案第70号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議案説明を併せてお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第69号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の57ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,378万7,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

64ページ、65ページを御覧ください。

歳入でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額295万6,000円を追加し、2億1,185万5,000円とするものでございます。

1節保険基盤安定繰入金は、軽減対象者の増加等により見込みを上回ったことによる221万2,000円の増額、2節職員給与費等繰入金は、主に人事異動等による人件費の減少に伴う146万6,000円の減額、3節出産育児一時金等繰入金は、支給見込みの上方修正による140万円の増額、4節財政安定化支援事業繰入金は、今年度の財政安定化支援事業費確定による81万円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

市民サービス課に係るものとしたしましては、2款保険給付費、1項出産育児諸費は、1目出産育児一時金が補正額210万円を追加し、420万円とするもの及び2目審査支払手数料が補正額1,000円を追加し、3,000円とするものでございます。いずれも出産育児一時金支給件数見込みの上方修正に伴う増額でございます。

続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額232万1,000円を追加し、5,034万6,000円とするものでございます。補正の歳入歳出の差額分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が232万1,000円となり、国保財政調整基金の令和3年度末残高は1億8,646万5,000円となる見込みでございます。

続きまして、議案第70号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の69ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,799万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,814万8,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

76ページ、77ページを御覧ください。

歳入でございます。2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、補正額4,000

円を減額し、4億4,208万7,000円とするものでございます。

1節事務費繰入金の減額内容は、人件費減額に伴う繰入金の減少でございます。

4款諸収入、3項雑入、1目雑入は、補正額1,800万円を追加し、1,800万円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対して支出した令和2年度医療費負担金等の精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額1,800万円を追加し、1,811万8,000円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合への負担金の精算金が確定したことに伴う追加でございます。

議案の説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。69号と70号の説明をいただきました。

特に御指摘のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、2議案の審査は終了いたします。

それと、報告事項のほうがありますので、よろしく申し上げます。

○宇利市民サービス課長 それでは、その他の項目といたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金について御説明申し上げます。

本年第3回定例会の行政常任委員会でも延長の報告をさせていただき、本年度3回目の延長となりますが、令和2年1月1日から令和3年12月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間としておりました本市の国民健康保険の傷病手当の期間を令和4年3月31日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行いました。

この適用期間につきましては、厚生労働省からの通知に伴い、本年9月に3か月間延長したものでございますが、このたび、厚生労働省より財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴うものでございます。

また、三重県後期高齢者医療広域連合においても、同様の規則改正が行われる予定でございます。

以上で新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金の説明とさせていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、市民サービス課の審査を全部終了いたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。開催は午後 1 時からといたします。すみません、開会は 1 時 1 0 分といたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 2 分)

(再開 午後 1 時 0 8 分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

福祉保健課の所管の議案 6 8 号の 1 1 号の説明を求め、今日はコロナ関係の 5 万円給付のあれがあって、政治的な方向性をお聞きするということで、市長に委員会へ出席を要請いたしましたことをまずもって御報告いたします。

それでは、福祉保健課の議案第 6 8 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算(第 1 1 号)の議決についての説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 6 8 号、令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算(第 1 1 号)の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の 1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。通知いたします。

1 2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金 2 3 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、2 節老人福祉費負担金 2 3 2 万 4, 0 0 0 円の増額で、老人ホーム入所者負担金 2 3 2 万 4, 0 0 0 円の増額は、養護老人ホーム聖光園の入所者増加に伴う増額でございます。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 5 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額は、1 節社会福祉費負担金 5 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額で、そのうち特別障害者手当等給付費負担金 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額は、受給対象者の増加等に伴う増額で、障害者自立支援給付費等国庫負担金 3 7 4 万 8, 0 0 0 円の増額は、利用者の増加等に伴う増額でございます。

次に、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 2 4 1 万 3, 0 0 0 円の増額は、2 節児童福祉費補助金 2 4 1 万 3, 0 0 0 円の増額で、そのうち、地域子ども・子

育て支援事業費補助金 35万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が臨時休業したことに伴い、放課後児童クラブを開所したことや、通所の自粛等に伴う利用者減免に係る国庫補助金でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金 205万7,000円の増額は、令和4年10月支給分から改正される児童手当につきまして、所得制限限度額、所得上限限度額及び現況届の提出が省略される改正に伴う児童手当のシステム改修に係る補助金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金 228万円の増額は、1節社会福祉費負担金 228万円の増額で、そのうち、三重県障害者自立支援給付費等負担金 187万4,000円の増額は、国庫負担金と同様、利用者の増加に伴うものでございます。

12、13ページを御覧ください。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金 35万6,000円の増額は、2節児童福祉費補助金 35万6,000円の増額で、地域子ども・子育て支援事業費補助金 35万6,000円の増額は、国庫補助金と同様、新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が臨時休業したことに伴い、放課後児童クラブを開所したことや、通所の自粛等に伴う利用者減免に係る県補助金でございます。

次に、3目衛生費県補助金 1,022万8,000円の増額は、1節保健費補助金 1,022万8,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金 1,022万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種のための医療従事者の確保が困難な中、ワクチン接種を行う集団接種会場に時間外、休日に派遣の協力をいただいた医療機関に対し支援するための補助金でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、3目衛生費寄附金 72万4,000円の増額は、1節保健費寄附金 72万4,000円の増額で、市内民間事業者様から健康増進等の目的で寄附をいただいた寄附金でございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入 1,953万円の増額は、3節民生費雑入 1,953万円の増額で、紀北広域連合負担金の前年度精算金でございます。

次に、歳出でございます。

22、23ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 88万3,000円の増額のうち、24、25ページを御覧ください。細目社会福祉一般総務費 76万8,000

0円の増額は、負担金の紀北広域連合負担金76万8,000円の増額で、広域連合施設の修繕費等の増額に係るものが主なものでございます。

次に、2目障害者福祉費36万円の増額は、細目特別障害者手当等給付費36万円の増額で、扶助費の特別障害者手当等給付費36万円の増額は、利用者の増加に伴うものでございます。

次に、3目自立支援給付事業749万6,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費749万6,000円の増額で、扶助費の就労継続支援B型事業費356万3,000円の増額及び共同生活援助事業費393万3,000円の増額は、利用者の増加に伴うものでございます。

次に、4目老人福祉費752万9,000円の増額は、細目老人福祉施設援護事業752万9,000円の増額で、委託料の養護老人ホーム聖光園指定管理料752万9,000円の増額は、養護老人ホーム聖光園入所者の増加に伴うものでございます。

26、27ページを御覧ください。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費139万7,000円の増額のうち、細目児童福祉一般総務費9万2,000円の増額は、報酬の子ども・子育て会議委員報酬9万2,000円の増額で、1回開催予定を今年度2回開催することに伴う増額でございます。

次に、細目放課後児童健全育成事業107万円の増額のうち、28、29ページを御覧ください。委託料の放課後児童クラブ運営委託料77万円の増額及び補助金の放課後児童クラブ利用料減免事業補助金30万円の増額は、歳入で御説明した新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が臨時休業したことに伴い、放課後児童クラブを開所したことや、通所の自粛等に伴う利用者減免に係る増額でございます。

次に、2目児童措置費283万3,000円の増額は、細目保育所事業77万6,000円の増額で、補助金の地元水産物を活用した給食事業補助金77万6,000円の増額は、市内に7園ある保育園に尾鷲産養殖マダイを提供することで、市内の事業者の支援とともに、地元食材の関心を持ち、食育につなげるために補助するものでございます。こちらの財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。

次に、細目児童手当給付事業205万7,000円の増額は、委託料の児童手当システム改修業務委託料205万7,000円の増額で、令和4年10月支給分から改正される児童手当につきまして、所得制限限度額、所得上限限度額及び現況届

の提出が省略される改正に伴う児童手当システムの改修に係る委託料でございます。

30、31ページを御覧ください。

次に、4款衛生費、1項保健費、2目予防費1,022万8,000円の増額は、細目感染症予防対策事業1,022万8,000円の増額で、補助金の新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金1,022万8,000円は、歳入でも御説明したとおり、新型コロナウイルスワクチンの集団接種のための医療従事者の確保が困難な中、ワクチン接種を行う集団接種会場に時間外、休日に派遣の協力をいただいた18の医療機関に対し支援するための補助金でございます。

次に、3目保健事業普及費72万4,000円の増額は、細目健康増進事業72万4,000円の増額で、需用費の消耗品費72万4,000円の増額は、市内民間事業者様から健康増進等の目的で御寄附いただいたことから、生活習慣病予防普及啓発に係るタペストリーやリーフレット等、購入に係る増額でございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

予算書の6ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正の追加でございます。事項といたしましては、表の上から8段目、尾鷲市福祉保健センター空調設備保守点検業務委託は、期間が令和4年度から令和6年度までで、限度額は138万6,000円でございます。

次に、事項としまして、尾鷲市福祉保健センタービル管理等業務委託、期間は令和4年度から令和6年度までで、限度額は418万8,000円でございます。

次に、事項としまして、尾鷲市福祉保健センター警備業務委託、期間は令和4年度から令和6年度までで、限度額は64万8,000円でございます。

次に、事項として、尾鷲市福祉保健センターエレベーター遠隔監視メンテナンス業務委託、期間は令和4年度から令和6年度までで、限度額は293万1,000円でございます。

以上が福祉保健課の令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第11号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

福祉保健課からの68号の説明は以上です。

御質疑のある方。

○小川委員 29ページなんですけど、保育所事業の地元水産物を活用した給食事業補助金77万6,000円、これ、タイを使われるということなんですけど、

事業所は、どこの事業所へ頼まれる予定なんですか。

○南委員長 課長、挙手してください。

○山口福祉保健課長 こちらのほうは、尾鷲に事業所を持つ養殖業者さんのほうにお願いするというので、三重漁連さんのほうにお願いして、三重漁連さんのほうが市内の養殖業者さんを使っていたとすることを前提に購入する予定としております。

○小川委員 多分これ、三重漁連さんが仕入れて、切り身にして渡すと思うんですけども、それ切り身にして渡すんやったら、三重漁連さんよりも尾鷲市市内の魚屋さんということは考えられないんですか。

○山口福祉保健課長 魚屋さん等のことも検討はしたんですけども、一括で三重漁連さんのほうが市内業者さんから買っていて、コロナ対策ということで、尾鷲の養殖事業者さんの消費拡大につなげるという、一番の目的がそこにありますし、また、子供たちの食育にもつながるということで、前回10月の開催の臨時会において、幼稚園、小学校、中学校のほうが同様の地元水産物を活用した給食事業ということで、そのときに議員さんから御意見いただきましたので、そこを今回尾鷲の子供たちに広く養殖マダイをといるところで、事業者さんの消費拡大にもつながるということで、今回このような形で事業化させていただきました。

○小川委員 いや、言っている意味、分かるんですけども、地域の経済の活性化もあって、養殖業者さん、それはいいんです。三重漁連さんよりも地元の魚屋さんというのは、当たったことはあるんですか、できるかできないか。当たって、もしできるんだったら、やってもらったほうがいいように思うんですけど、どうなんですか。

○山口福祉保健課長 今回、補助金として実際購入されて調理されるのは保育所のほうになりますので、実際補助金、この77万6,000円を補助しまして、実際買っていたのは保育所のほうになるんですけども、その中で一括して購入できるということで、金額のこともありますが、三重漁連さんでというような話の中で、今回そのような形に収まりました。

○濱中委員 2点聞かせてください。

1点は、最初歳入で聖光園の入居者が増えましたという辺りがあったんですけども、現在定員何名に対して何名空きがあるのかどうかという辺り、まず、数字をお願いします。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 現在、50名定員に対しまして48名の方が入所

されております。直近で2名ほど退所される予定がありますので、近々46名になる予定でございます。

今年度につきましては、当初予算よりもかなり高い数字で入所者の方、推移されておまして、大体尾鷲市民の方で40名前後、市外の方を合わせますと48名、9名程度で、ほぼ満床に近い形で推移しております。

○濱中委員 ありがとうございます。

もう一点が26、7ページの児童福祉一般総務費なんですけれども、当初で予定しておった会議を1回増やすというのは、何か特別な事項があったのか、当初では予定されていなかったということなので、この時期に来て何か別項目があるのかという辺りをお願いします。

○山口福祉保健課長 例年、年度末に子ども・子育ての支援事業計画について推進状況とかを説明させていただいて、そこで御意見をいただくというような形で、年1回を開催で予算化させていただいておったんですけれども、今年度につきましては、8月26日に一度開催させていただいています。

その内容につきましては、委員さんが新しく代わられた、2年に1回の更新ということで代わられたという点と、また、認定こども園についての概要といいますか、9月の委員会のほうで説明をさせていただいたんですけれども、その前にこの子ども・子育て会議の新委員さんに御説明させていただいたというところで、1回、通常よりも増えた形になっております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○村田委員 ちょっとつかぬことをお伺いするんですが、債務負担行為の尾鷲市福祉保健センタービルの管理等業務委託、この内容をちょっと教えてください。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 こちらにつきましては、保健センターの3,000平米以上の建物でございますので、ビル管理法に基づきましてのビル管理士を選任する必要がございます。そのほかにも、害虫駆除であったり、貯水槽の清掃、あるいは空気環境測定を年6回、そして、特殊なビニール床ですか、そういったところの清掃業務も一括して委託しております。

○村田委員 清掃業務が特殊な清掃業務ということなんですね。通常の清掃業務じゃなくて、特殊なものについてということですね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうです。軽微な清掃につきましては、シルバー人材センターさんのほうにお願いしております、ビニール床でありますとか、あ

るいは4階の多目的ホールのカーペット床、こういった床を特殊な清掃でお願いしております。

○村田委員　　これ、ちょっと余分なことかも分かりませんが、この尾鷲の庁舎、この庁舎ですね、清掃業務、今廃止していますよね。各職員が清掃しておるということで、福祉の保健センターの場合は、こことはちょっと構造とか敷物とか床とか違ったものがありますから、一概に言えないかも知れませんが、そういった意味では、職員は、自分の持ち場は清掃するというようなことにも心がけておるんですかね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　そうです。貸館以外の部分、事務所につきましては、1階の社協さんであったり、2階の事務所、こちらにつきましては、職員のほうが清掃しております。それ以外の貸館の部分について特殊な業務をお願いしているというところがございます。

○村田委員　　分かりました。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようでありますので、68号の審査は終了いたしまして、続きまして、議案第75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　　それでは、議案第75号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の8、9ページを御覧ください。通知いたします。

すみません。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1億381万1,000円の増額は、2節児童福祉費補助金1億381万1,000円の増額で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億円及び子育て世帯臨時特別支援事務費補助金381万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童1人に対し5万円を支給するための国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費1億381万1,000円の増額

は、細目子育て世帯等臨時特別支援事業1億381万1,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童1人に対し5万円を支給するための事業費でございます。

内容につきましては、先ほどの歳入と併せて担当係長より資料を使って御説明いたします。通知いたします。

○南委員長　　お願いします。

○芝山福祉保健課係長　　それでは、子育て世帯への臨時特別給付……。

○南委員長　　ちょっと係長、顔が見えないものですから、ちょっとこっちへ、市長はそのまま結構です。やっぱり顔を見て、聞いたほうがよく聞こえるで、お願いします。

○芝山福祉保健課係長　　子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業につきまして御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）事業を実施し、子供1人当たり5万円を支給する事業でございます。対象児童は、平成15年4月2日、現在の高校3年生になります、から令和4年3月31日までに生まれた児童が対象となります。

支給対象者は、①令和3年9月分の児童手当の受給者、②高校生を養育する者であって、児童手当の本則給付相当の受給者並びにそれに準ずる者、③令和4年3月31日までに生まれた新生児の児童手当受給者となりますが、1と3につきましては、児童手当の所得制限を超えている場合に支給する一律5万円の特例給付の受給者は除きます。給付額は、児童1人当たり一律5万円です。

支給日ですが、①市から支給する令和3年9月分の児童手当受給者には、その世帯に高校生がいる場合は、その高校生分を含みますが、その方々につきましては、申請は不要で、12月28日を予定しております。

①以外の世帯、公務員世帯や高校生のみを養育している世帯、令和3年9月以降に生まれた新生児のいる世帯は申請が必要となり、申請受理・審査後に順次支給する予定です。1月初旬までに受け付けさせていただいた分につきましては、1月中旬、1月中旬頃までに受け付けした分につきましては、1月下旬に支給する予定で進めております。

議決後に、1番の該当者には振込案内の通知、2番の該当者には申請書を送付する準備をしております。支給対象者は2,000人を見込んでおります。

事業費の内訳といたしましては、総事業費 1 億 3 8 1 万 1, 0 0 0 円のうち、職員手当等 4 8 万 3, 0 0 0 円、需用費 1 1 万 8, 0 0 0 円、役務費 5 0 万円、システム改修委託料 2 6 1 万 3, 0 0 0 円、使用料及び賃借料 9 万 7, 0 0 0 円、補助金 1 億円となります。

財源といたしましては、国の子育て世帯臨時特別支援事業費補助金 1 億円、子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金 3 8 1 万 1, 0 0 0 円で、国の 1 0 分の 1 0 の補助金となります。

以上です。

○南委員長 補正の説明は以上ですね。

○山口福祉保健課長 以上が福祉保健課の令和 3 年度尾鷲市一般会計補正予算（1 2 号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方。

○小川委員 ここに載っているんですけども、1 6 歳から 1 8 歳の高校生の分かるころはそのまま振り込まれるんですけど、申請書、これ自主申告ということになるんですかね。1 2 月 2 8 日、これから生まれてくる子は、自主申告されたときに支払われるということで理解すればよろしいですか。

○山口福祉保健課長 今後生まれてくるお子さん、令和 4 年の 3 月 3 1 日までなんですけれども、この方たちに際しては、出生のときに手続の中で児童手当の手続があります。その手続の中で手続していただいて、その手続をもって支給させていただくということになります。

○小川委員 あとの分からない部分の高校生だけの世帯というのは、こちらが案内書を送って、それが申告していただいたときに払うということですか。

○山口福祉保健課長 小川委員おっしゃるとおりに、こちらからの通知、住民基本台帳から高校生がいる世帯に通知を発送させていただいて、口座情報等が今現在児童手当のほうは高校生はございませんので、それを申請していただいて、申請していただき次第、順次送付、支給していくという形になります。

ただし、今年中、この 1 2 月いっぱいまで支給できる方につきましては、今児童手当の仕組みがある 1 5 歳までの方が早期に支給ということで国のほうからも言われておりまして、その方については、1 2 月 2 8 日を支給予定しております。

委員言われたように高校生だけの世帯の方については、申請が必要になってきま

すので、早くて1月の中旬頃から順次支給していくという形になります。

以上です。

○小川委員　この用紙を見ますと、世帯主に対して給付されるような感じに取れるんですけど、住所、例えばよその高校へ行っていて、住所を変更している高校生もおりますよね。そういうのは世帯主のこの尾鷲市でもらえるのか、それとも、住所を移しているところでもらうのか、その点はどうなんでしょうか。

○山口福祉保健課長　基本的には保護者の方、親御さんがこちらの尾鷲市の住所であれば、子供さんが例えば学校で違う市外に住所を置いていても支給対象となります。

○小川委員　さっきの話なんですけれども、委員長も先ほど言ってくれましたので、5万の後、3月ぐらいですか、クーポンということ、5万円という話、国のほうでありますけど、その時期というのは、3回目のコロナワクチンの接種もありますし、若い人たちに聞いてみますと、現金のほうが使い勝手がいい、尾鷲にそんな店ないじゃないか、そういう意見もたくさんあります。

尾鷲市として、国のほうも現金でも可能ということになってはいますが、尾鷲市としてどのように考えておられるのか、市長、もし、市長がおられるので。

○加藤市長　内容については、小川委員がおっしゃったとおりでございます、どっちにするのか。

皆さん御承知のとおり、昨日、国会では代表質問が行われた中で、総理が答弁をなさっていると。その答弁については、要は10万円相当の給付に関しましては、地方自治体の実情に応じて現金での対応も可能とすると、こういう発言をされているわけなんです。

私、昨日この発言をテレビで見たときに、やはり現金の可能性というのは十分あるんじゃないかと。今現状では、皆さん御承知のとおり、大阪市でも現金で10万円出すんやとか、あるいは群馬県の太田市なんかでもばんと出すんやと、そういう自治体からの動きがあり、私自身も、小川委員がおっしゃっていますように、そういう該当者の方については、現金のほうがいいんやけどなという、そういう声をよく聞きます。

政府の方針が、政府というのは、総理がそういうような方針、方向性を出されたので、それでしたら、我々としても総合的に考えてやはり現金で、クーポン券の代わりに現金を支給してほしいという要望は出すつもりでおります。出したいと思っております。

以上でございます。

○南委員長 小川委員、よろしいですか。よろしい。

○小川委員 はい。

○濱中委員 ごめんなさい、説明されたかどうか、ちょっと私聞き漏らしておるのかも分らないのですが、高校生って書かれているんですよね。18歳までで、勤労者は対象になってないんですか。

○山口福祉保健課長 表現として高校生というような表現を使わせていただいておりますけれども、高校生相当の者ということで、実際は働いてみえる方でも支給対象とはなるんですけれども、ただし、児童手当の考え方ではあるんですけれども、主たる生計者、世帯主の方が多いと思うんですけれど、その方に扶養されているような状況ということがありますので、相当に収入があって、1人で生計が維持できるような方、扶養されていないような単独で住まわれて、1人で生計立てて、仕送り等もないというような方については、対象外であるというような判断がされております。

○濱中委員 親と同居して働いている人の場合、きちっとした収入幾らまでというようなラインは決まってないんですか。

○山口福祉保健課長 主たる生計者、世帯主の方に監督とかそういった権利が18歳ですとそれまであるんですけれども、そういった方で、所得要件を親御さん、一般的には960万という数字が出ていると思うんですけれども、それ以下であれば、子供さんの収入ではなくて、その960万という所得要件に該当すれば対象となるんですが、先ほど言ったのは、単独で生計が立てられて、独立してもう生活されているような方については、対象にならないというような判断がされております。

○南委員長 他にございませんか。

○仲委員 ちょっとおかしい質問なんですけれど、対象児童が平成15年4月2日からというのは、平成15年4月1日は多分19の人やと思うんですよね。4月2日前からはずっと18歳やもんで、令和4年3月31日となっているのやけど、令和4年4月1日というふうにはならなんだよね。4月1日、抜けていくもんでな、いつか抜けていくんじゃないかと思うんやけど、18年たったときにこんなことがあったら。これ、どういう解釈、僕、頭混乱してきたんやけど、4月1日が抜けておるんやけど、どういう解釈したらよろしいですか。

○南委員長 説明できます。これ、4月1日は、学年がこう、2日からが。

○仲委員 そういう意味であれば、4月1日までを対象にすれば。

(発言する者あり)

○南委員長 いやいや、本当、僕も1日だけないなと思っておったんやけれども、その根拠の説明できますか。

(発言する者あり)

○南委員長 1日で区切っておってもええのにね、もう。分かりやすく、もう。

○山口福祉保健課長 15年の4月2日からということですので、高校生対象、学年でこれは見ているかなと思うんですけど、今後生まれてくる方というのは、学年という概念ではなくて、その年度に生まれた方という意味なのかなと捉えております。

今、この考え方が必ず合っているかということ、ちょっと不安な部分もあるんですけど、恐らく学年での判断と、今後生まれてくる誕生日という見方での違いで、1日の感覚があるのかなというふうには思っております。申し訳ございません。

○仲委員 そうすると、僕は不公平感が出てくると思うんですわ。1日違いでもらえともらえんという話やということ、これ、あと18年たった後にこういう制度が出てきたときに、1日違いで何回ももらえんという人が出てくるんですわ。まあ、よろしいです。

○南委員長 今、課長が説明してくれたのは、多分僕もその感覚じゃないかなと思う。もう一回また確認しておいてくださいね、しっかり。多分そうやと思う、学年と年で分けていると思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、75号の審査を終了し、議案第73号、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定についての説明をお願いいたします。

市長は、ここで退席してもらっても結構でございます。

○加藤市長 最後まで残っています。

○南委員長 ありがとうございます。

それじゃ、お願いいたします。

○山口福祉保健課長 次に、議案第73号、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について御説明いたします。

本年、第3回定例会において、債務負担行為補正につきまして指定管理料の御承認をいただきました尾鷲市立養護老人ホーム聖光園につきまして、地方自治法第2

44条の2第3項の規定により、指定管理者として指定するため、今回議案の上程をさせていただきます。

こちらにつきましては、担当主幹より資料に基づき御説明いたします。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長　　ちょっと待ってくださいね。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　それでは、尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

本議案は、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由によって居宅において養護を受けることが困難な方を入所させ、養護することを目的としまして設置しております尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項及び尾鷲市養護老人ホーム設置条例第3条の規定に基づきまして指定管理者を指定するものでございます。

本施設の指定管理者の選定に当たりましては、令和3年10月6日から11月5日まで県内事業者を対象に広く公募を行ったところ、株式会社紫宝創建1社から応募があり、11月15日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきましてヒアリングを行った結果、指定管理者候補団体として選定されたものでございます。

選定理由といたしましては、当法人は、指定管理者が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、近隣市町におきましても、グループホームやデイサービスなどの介護関連施設を複数運営しており、その実績から入居者の高齢化に伴う介護の重度化や認知症への対応が可能であること、また、本市の介護予防事業も受託しており、重度化防止の取組も期待できることが主な評価ポイントとなっております。

そのほか、施設を継続して適正に管理するための人的能力及び物的能力を有しており、事業計画案につきましても、利用満足度を高めるとともに、地域に開かれた施設運営に配慮しており、指定管理者として適任と評価されたことから選定されたものでございます。

管理運営業務の範囲といたしましては、施設の運営に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、入所者が自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練、その他の援助に関する業務、その他市長が必要があると認める業務でございます。

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間であり、債務負担行為限度額は、5年間で5億5,397万5,000円となっております。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

指定管理について御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

これ、課長、たしか前の議会で、損益分岐点ということで48名を基準ということで、そこら辺のをもう一回ちょっと説明してくれます、分かっておる範囲で。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 前回の御説明させていただきましたけれども、今回、指定管理者の指定管理料、これまでは入所者数に応じた形で指定管理料措置費を支払っておったんですけれども、例えば定員を大きく下回った場合であっても、職員数というのは、一定の職員数を確保する必要がありますので、その辺りを考慮しましたところ、入所者数48名というところが、いわゆる人件費の適正基準と試算したところで、今回48名を基準としておるところでございます。

○南委員長 分かりました。

よろしいですか。

○中村委員 すみません、これ、前の指定管理料からって値上がりってしてしましたっけ。前回の指定管理から今回って指定管理料、上がりました。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうです。債務負担限度額につきましては、増額はしております。

ただ、その都度、その都度の入所者数に応じた形、48名という基準はありますけれども、入所者数に応じた形で指定管理料をお支払いするということになります。

○中村委員 今回48人を下回っても、職員数が一緒で、それに対しての指定管理料をこの5年間で契約したということですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 そうです。あくまでも5年間ですので、大体1年で1億1,000万ぐらいになりますかね、その範囲内で、それを限度額として、その都度、その都度の入所者数に応じますけれども、指定管理料をお支払いするということで、その中で48名を下回った場合でも、職員の人件費分というのは、必ず48名補填しますというような契約でございます。

○中村委員 それでは、これを基準として、下回ってもこれやけど、多くなったら指定管理料に、入所者に応じたのがまたプラスされるということで理解していいですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長 例えば49名であったり、50名であったりする場合は、その分の指定管理料が発生するということでございます。

○南委員長 よろしいですね。

それでは、議案第73、指定管理のほうの審査も終了いたしたいと思います。

最後に。

○西川委員　　ちょっと質問するタイミング、悪かったですけど、さっき村田委員が言っていた尾鷲福祉保健センター、3,000平米超えていると言いましたよね。村田委員、もちろん分かっていると思うんですけど、7業種ありますよね、管理項目。それでは、建築物環境衛生管理技術者というのは、どちらから選ばれるんですか。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　今現在、主に清掃業務の業者登録がある事業者さんから入札という形で行っております。

○西川委員　　いや、管理技術者のことを言っておるんです。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　そうですね、その中からビル管理法に基づくビル管理者を選任することができる業者さんという仕様になっております。

○西川委員　　委託するということですね。じゃ、尾鷲市にはそんだけの技術を持った人はいないということですか。あれ、誰でもなれるんですけど。

○川嶋福祉保健課主幹兼係長　　職員でということですかね。

ビル管理者の、ごめんなさい、ビル管理士の資格を持った職員となりますので、ちょっと担当のほうでは把握してないんですけども、全てを一括して委託するという契約をしておりますけれども。

○西川委員　　ぜひ市の職員で挑戦して取っていただいて、要らない経費を省いてください。

○南委員長　　よろしいですか、議案につきまして。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、新型コロナウイルスについての報告をお願いいたします。

○山口福祉保健課長　　それでは、新型コロナウイルスの3回目接種、追加接種と言われるものですが、現在の状況について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等を目的に、2回目の接種を完了した後、原則8か月以上経過した18歳以上の方に対して3回目の追加接種を実施するものでございます。

3回目接種の時期につきましては、現時点での正式な国からの通知は原則8か月の期間を経過した方となっておりますが、政府は、8か月を待たずに前倒しについても今臨時国会、こちらのほうで言及していることから、今後の具体的な国からの情報を注視して、今後の3回目接種の実施の時期を含めて検討いたしたいと思いま

す。

既に医療従事者につきましては、今月の6日から3回目接種を開始しており、今後、歯科医師、薬剤師、消防職員の方など、順次接種していただくことになっております。

接種方法につきましては、集団接種、個別接種を併用した形で実施する予定ですが、迅速な接種を目指すために、集団接種を先行して実施していく予定です。

以上が現時点での状況でございますが、今後国からの具体的な通知内容により、3回目の追加接種の体制を構築して、市民の皆様が安全安心に接種していただけるよう準備を進めてまいりますので、その際には改めて御報告させていただきたいと考えております。

以上が報告事項になります。

○南委員長 ありがとうございます。

この件については、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、福祉保健課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、環境課に入ってください。

環境課、議案第68号の説明をお願いいたします。

○吉沢環境課長 環境課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)のうち、環境課所管予算について御説明をいたします。

補正予算書、32、33ページのほうを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、21節補償、補填及び賠償金71万6,000円につきましては、先般10月に起きました本市ストックヤード内の事故について、本市の職員がシルバー人材センターから派遣されている業務員の方にけがを負わせてしまい、賠償が必要となりましたが、委託先の業務員というところから使用者と解釈され、加入済みの損害保険では対応できないことから、予算的な措置をする必要がありましたので今回計上したもので、全治3か月の見込みから概算経費として計上しております。

内訳のほうは、3か月で完治し、示談交渉する上での標準的な治療費、通院交通費、休業補償、慰謝料等を積み上げた見込みの金額であります。実際には、完治後に示談交渉を行い、賠償額のほうが確定いたしますので、現状の見込みの概算経費

という御理解でお願いをいたします。

完治後の示談交渉の結果等については、交渉後、随時報告のほうを予定しております。よろしく申し上げます。

次に、補正予算書 6 ページのほうを御覧ください。

債務負担行為の補正であります。このうち、本課に係る追加の補正のほうは、上から 1 2 番目の可燃ごみ・資源化物収集運搬業務委託から 1 7 番目までの廃棄物搬入受付・分別業務委託まで 6 本の業務関連の委託業務の債務負担行為であります。詳細のほうは、委員会資料のほうで御説明いたします。

内容のほうは、それぞれの業務名どおりで、ごみ袋や資源化物の保管運搬、処理などごみの収集処理関係の委託業務で、年度開始前の事務手続が必要となるため例年計上しているもので、期間限度額、その他詳細は記載のとおりであります。

このうち、可燃ごみ・資源化物収集運搬業務のみ 3 か年契約に係るもので、期間が令和 4 年度から 6 年度までの 3 か年で、限度額のほうが 4 億 2,740 万 7,000 円で、前回令和元年度の債務負担行為の限度額と比較いたしますと、人件費、燃料費の増加により、約 1,600 万円ほど増加をしております。

その他の業務委託のほうは、例年毎年計上しているもので、限度額等については、ほぼ前年度並みの金額であります。

債務負担行為については以上であります。

説明のほうも以上であります。御審議いただき、御承認賜りたくよろしく願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

○濱中委員 可燃ごみ収集なんですけれども、これ、委託内容は今までと変わらんのかなというのが 1 点ありまして、その中で、検討していただけないかなと思うことがありまして、ふれあい収集やってくれていますよね。

そのふれあい収集に関しましての条件が、要介護であったりとか、それに相当する独り暮らしであったりとかという辺りの条件があると思うんですけれども、最近やっぱり特にあの周辺地域に関しましては、車の入らない、どうしても階段でしか移動のできない地域がほとんどなんですけれども、そういったところで高齢者同士の夫婦だけの家族とかそういう人たちから、結構ごみ出しということに対してすごく不安であったりとかいう要望も聞いているんですけれども、そういった辺りの情報収集、やられて検討というところには行ってないのかどうかちょっとお聞かせいただきたいんですけど。

○吉沢環境課長 濱中委員さんのふれあい収集のほうの範囲を広げたりとか、あるいは何か工夫がということであろうかと思えます。

これについては、市長のほうから、どうしてもあの周辺地域において坂とか多い中で、高齢者の方、今のふれあい収集のルールがあるんですけども、何とか利便性を高めるようなことができないのか検討せよという指示を受けて、いろいろ検討はしたんですけど、その中で、収集場所を例えば中間地点に置くだとか何やとかというのは、実際なかなか場所とといいますと、そこが構わない、ごみですもんで、いかという中で調整がつかなかったのが事実、今そういうところです。

ただ、これはまだ今の段階で言うところではありませんのですけれども、福祉のほうとも調整して何らかの手当てとかができないかというのは、今も庁内で検討中ですので、そこがまた何か新年を迎えましたら御報告をさせていただくことになろうかと思えますけれども、今の状況では、残念ながら収集運搬業務については、前回と同様の見込みのほうで計上のほうをさせていただいておるのが実際であります。

以上です。

○南委員長 濱中委員、よろしいですか。

ふれあい収集の条件をちょっと教えてくださいか。

○民部環境課長補佐兼係長 65歳以上の独り暮らしで、要介護を受けている方で、家族とか御近所さんの協力がなかなか難しい方であります。

以上です。

○南委員長 分かりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、環境課の審査を終了いたします。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時02分)

(再開 午後 2時12分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を続行します。

今日は、水産農林課、商工観光課、建設課で終了いたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、水産農林課の議案第68号、一般会計補正の第11号の説明をお願い

いたします。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（11号）の議決についてのうち、当課に関する内容を補正予算書及び資料を用いて御説明いたします。

まずは、歳入のほうから説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、11ページでございます。通知をいたします。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、補正前の額2,843万3,000円に対し、16万4,000円の増額補正で、合計2,859万7,000円とするものです。内訳は、森林環境譲与税の国からの令和3年度割当て内示に基づく県の配分による増額でございます。

次のページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正前の額4,649万7,000円に16万6,000円の増額補正で、内訳は、1節農業費補助金で、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金16万6,000円の増額となります。これは、同事業に対する国から県への交付金が要望に基づき増額されたことに伴う県から各種市町への補助金割当ての増額でございます。本市では、当初予算にて177万6,000円の割当て補助を計上しておりましたが、今回194万2,000円に増額されたもので、その分の一般財源の負担を減額する財源更正でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金2,230万円の増額補正でございます。内訳は、1節林業費寄附金で、林業振興事業寄附金としての尾鷲みどりの協会からの令和3年度分の寄附金が入金されたことによる計上でございます。この寄附金につきましては、毎年当初予算にて林道工事や獣害捕獲奨励金、木育推進事業などの事業を歳出計上させていただいておりますが、歳入につきましては、寄附をいただいたタイミングで補正予算計上させていただいていることから、今回の補正計上となったものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

補正予算書34ページ、35ページでございます。通知いたします。

よろしいですか。

よろしいですか。すみません、ちょっとタブレットの調子が。

すみません。それでは、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費のうち、人件費については、総務課所管にて御説明させていただいておりますので割愛させていただき、8節旅費8,000円の増額は、農業委員会運営費における農業委員への費用弁償としての市内旅費で、当初予算計上時では対象となる委員が2名であったものから、本年6月の、3年に一度、農業委員会の改選がございますが、その改選により市内旅費の必要な委員が3名になったということで、その分の差額の計上となっております。

続きまして、人件費に関する部分は割愛させていただきまして、次のページをお願いいたします。

2目林業振興費での財源更正でございますが、先ほど歳入で御説明させていただきました県補助金での鳥獣被害防止緊急捕獲活動事業支援補助金のこの増額を受けまして、歳出財源内訳といたしまして、国県支出金が16万6,000円の増額、一方、一般財源負担が同額の減となるものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

4項水産業費になりますが、2目水産振興費193万6,000円の増額補正で、財源内訳は、国県支出金193万5,000円、一般財源1,000円で、これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した三重外湾漁業協同組合尾鷲事業所に対する補助金でございます。詳細は、資料にて丸茂調整監のほうから説明をさせていただきます。

資料を通知させていただきます。

○丸茂水産農林課調整監 漁業設備更新事業補助金について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

事業の目的といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、これら措置に伴う外食産業の需要の落ち込みなどにより魚価が低迷しました。このことにより、魚市場の取扱い金額が減少し、三重外湾漁業協同組合の魚市場経営においても深刻な影響を受けたため、補助金を交付し、経営の維持を支援するものです。

事業の概要といたしましては、漁協が保有するベルトコンベアの設備更新の見積りに対し、2分の1の193万6,000円を支援するものです。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっております。

2ページを御覧ください。

今回設備更新をする予定のベルトコンベアの写真でございます。漁協が保有して

いる2台のベルトコンベアのうち、1台は、写真二つ目のように既に壊れ、使用できる状態ではありません。もう一台は、写真3枚目のようにさびてぼろぼろの状態、10月に一度壊れたものを修繕して使用している状態です。

3ページを御覧ください。

水産農林課関係補助金交付要綱の今回追加した部分の抜粋です。議決後、12月15日に告示される予定です。

以上でございます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○芝山水産農林課長 以上で水産農林課に係る議案第68号、尾鷲市一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方、御発言を願います。

○小川委員 先ほどの補助金の話なんですけど、予算書の39ページ、これ、100%国の補助金ですよ。2分の1補助するということで、これとは別に農林漁業者への経営継続補助金というのがあったと思うんですけど、そののがもっと、193万以上出せたんじゃないかと思うんですけど、その点は、もう時期外れやったんですか、どうでしょうか。

○丸茂水産農林課調整監 補助率50%にしました理由なんですけれども、そもそも今回支援するベルトコンベアは、新型コロナウイルス感染症の有無にかかわらず、更新する必要が生じるものですので、本来は、更新費用は自己負担で対応すべき性質のものではないかと思うんですけども、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことや、今後需要拡大するだろうということで、その水揚げ量増大の機能とか充実に努める必要があるということで、また、今回交付金もあるという財源もあるということから、市としても、全額の支援はできないまでも、一部支援する意義があるものと判断し、2分の1ということにしました。

以上です。

○小川委員 いやいや、そういうことを聞いているんじゃないしに、コロナウイルスのこの補助金じゃないしに、その前にもありましたね、農林漁業者への経営継続補助金というのが、それ使ったほうが190万以上、50%以上出せたんじゃないかと思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○芝山水産農林課長 これ、漁協のほうともいろいろ相談をいたしまして、あと、経営継続補助金のほうを、今2次募集のほうがたしか終了している段階だと思いま

すので、率としては、経営継続補助金のほうが、あれはたしか6分の5出たと思うんですけども、今ちょうどそのはざまになっているということで使えないということで、直ちに対応してほしいというようなこともありましたので、今回計上させていただいた次第です。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、審査のほうは終了いたしまして、報告事項が調整監のほうから1点、よろしく願いいたします。

○丸茂水産農林課調整監 その他ということで、Fish-1グランプリについて御報告いたします。

資料はございませんので、口頭での説明のみになります。

9月の行政常任委員会において御報告いたしました尾鷲商工会議所女性部と連携して実施したFish-1グランプリ尾鷲予選のその後について御報告いたします。

尾鷲予選に参加した市内飲食店12店舗によるマハタを使用した井の試食審査の結果、割烹田舎のマハタ井が1位となりました。

このレシピを基にした幻の高級魚尾鷲マハタ井を、11月1日から30日まで開催されました全漁連主催の全国コンテストである「第2回おうちでFish-1グランプリ—ONLINE—」に出品いたしました。井はインターネットでの通販となり、購入数に応じて投票口数が付与され、おいしかったと思った井に投票するものです。

コンテストの結果は、12月中旬に発表される予定ですが、11月23日に放映された「めざましテレビ」の中間販売数では、10商品中3位となっており、また、中間まで投票者が投票時のみ閲覧できた投票状況では2位となっておりました。

また、さかなクンが全商品試食した動画の中でも、尾鷲マハタのおいしさは大絶賛されるなど、大きくアピールにつながったんじゃないかなと思っております。

本市には、マハタ以外にも養殖マダイやブリ、マグロなどのように全国流通させることができるものから、逆に、本市にお越しいただかないと食べられないようなものまでたくさんありますので、このようなイベントを活用してほかの魚のPRにもつなげていきたいと思っております。

以上です。

○南委員長 特に、よろしいですか。

これから尾鷲の魚の食を売り込む意味で結構かなりのPRになると思いますので、

これからもどんどんPRしていただきたいし、自分たちも、できたらネットで購入するように努力をお願いいたします。ありがとうございました。

次、商工観光。

課長、よろしいですか。

それでは、商工観光課付託議案の67号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長 商工観光課でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第67号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

条例一部改正（案）新旧対照表の15ページを御覧ください。

申し訳ございません。御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、みえ尾鷲海洋深層水事業におきまして、新しい分水方法として通信販売を実施すること、分水施設のアクアステーションの休館日や閉館時間に関しまして変更を行うものでございます。

まず、第7条の開館時間につきまして、午後5時であるところを、改正後には午後4時と改めさせていただきます。

次に、第8条第1項第1号におきまして、改正前は月曜日を休館日とするところを、改正後には日曜日及び月曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日に改めるものでございます。

第9条におきましては、分水は、承認を受けた者が直接使用する場合とあるところを、ただし、規則で別段の定めがある場合はこの限りではないと加えるものでございます。

委員会の資料のほうを御覧ください。御通知いたします。

第9条に定める規則につきまして御説明いたします。

これまでは、分水の承認を受けた者が自ら使用しなくてはならないと規定されていたところを、本改正に合わせて規則を置きまして、（1）海洋深層水の利用促進・普及啓発を目的とした使用、（2）非営利目的の使用、（3）海洋深層水を有効に活用し、幅広い分野への利用研究及び事業化を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とした団体であること、（4）本市が参加する団体であることとするので、通信販売の実施に向けた改正を行います。

本事業の詳細につきまして、課長補佐のほうから御説明のほうをさせていただきます。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それでは、通知させていただきます。委員会資料を御覧ください。

新しい分水方法及び施設の管理につきまして説明をさせていただきます。

1 ページおめぐりください。

みえ尾鷲海洋深層水は、平成18年度に「魚のまち」尾鷲、「木のまち」尾鷲、そして、新しい第3の資源といたしまして「海洋深層水のまち」尾鷲を目指し取水が開始され、幅広い分野で御利用をいただいております。

分水施設のアクアステーションは、平成31年度から尾鷲市の直営施設として指定管理の見直しを行って、様々な改革を行っております。

一方で、分水量に関しましては、当初に比べると減少しており、現状ではここ数年ほぼ横ばいで推移をしております。そのため、商工観光課といたしましては、さらに分水を増やしていくために様々な事業を実施してまいりました。

次のページを御覧ください。

事業の進捗でございますが、一般家庭の分水モニタリング調査や事業者向けの分水試験を今年度実施するほか、商談会などで利用するFCPシートを利用して海洋深層水の商品のPRを行うなど、新商品の開発や発売、新しい分野での顧客の獲得に分水量を増やす試みを実施しております。このことで海洋深層水を使用した新商品が発売されるなど、徐々ではありますが、その効果が現われてきております。

次のページを御覧ください。

新しい仕組みといたしまして、モニタリング事業を実施し、検証を精査した結果、深層水自体の品質や利用価値は非常に高く、様々な分野で使用が可能ではあるものの、深層水の分水の実施は古江町のアクアステーションだけであることから、もっと気軽に利用することのできる仕組みの構築が必要という結果となりました。

また、本市のSNSや御利用者がインフルエンサーになったSNSなどで情報発信が進んだことから、本地域外から深層水を使用したいというお問合せもあり、より手に入りやすい仕組みをつくっていくことで分水量を増加させることができると考え、新しい分水方法について協議を重ねてまいりました。

次のページを御覧ください。

新しい分水方法として、海洋深層水を手に入れるためにアクアステーションなどを訪れなくてはいけないという距離的な課題の克服や、コロナ禍での巣籠もり需要などによる需要の増加、また、新しい事業・分野で海洋深層水の需要開拓などを実現させるために海洋深層水の通信販売を実施してまいりたいと考えております。こ

の通信販売の実施により、ユーザーのパイが全国に広がり、分水量が増加するとともに、経済波及効果も大きくなるものと考えております。

次のページを御覧ください。

販売方法といたしましては、尾鷲市が直接販売することは物品販売業に該当してしまいますので、みえ尾鷲海洋深層水利用協議会が尾鷲市から分水を受け、注文をされ、販売するという形を取らせていただきます。

販売に関しましては、通信販売専用のホームページなどから注文を受けまして、こちらにございますような、このようなバックインボックスというような箱に海洋深層水を充填いたしまして宅配業者に引き渡し、配送を行います。御注文者様の御自宅にお届けし、その際に分水料等を代理受領していただき、その後、協議会に納入、尾鷲市に入金されるというような流れでございます。

次のページを御覧ください。

販売価格でございますが、分水料や容器代、送料などを含まますと、関東圏で20リットルの原水をお求めていただいて2,035円、淡水などの加工処理水ですと、同じく20リットルで2,145円となります。これらの販売に関しましては、ただ販売の間口を開くというだけでなく、利用する御提案をホームページで情報発信するなど、積極的に販売活動を実施してまいります。

送付に関しましては、既に配送試験などを実施しており、製品の品質だけでなく、水に容器の香りがうつらないかなどの試験を既に実施しております。

次のページを御覧ください。

この事業は、実績を上げていくためにもターゲットを絞ったコマースを実施しています。まず、原水におきましては、コロナ禍により、マリンアクアリウムを御自宅で楽しまれる方が増えており、アクアステーションにも現在23名ほどのお客様が分水に訪れていただいていることや、みえ尾鷲海洋深層水だけを使用しているアクアリウムショップもあり、また、楽天ECサイトなどでは足し水として上位にランクインされていることから、様々な方法で愛好家の皆様に情報が届くようにコマースを実施してまいりたいと考えております。

カルマグ水や濃縮水は、硬度が高かったり、塩分濃度が高いなどの特徴がございますので、それぞれの分野に合わせた売込みをこちらは幅広く実施してまいりたいと考えております。

なお、通信販売におけるKPIを令和6年度までに令和元年度の売上げの約30%の増額、金額にして約50万円ほどを目指して鋭意事業を進めてまいりたいと

考えております。

今後のスケジュールといたしましては、本議会で御承認を賜りました後に、さらに製品の品質の確認のために3月から1か月間のテスト出荷を実施し、本格的な運用は4月からを予定しております。

次のページを御覧ください。

次に、今後のアクアステーションの管理・運営の変更について説明をさせていただきます。

アクアステーションは、平成31年度より市の直営施設として運営されておりますが、直営になったことによる効果として経費の節減がございます。人件費や施設運営費を見直し、試算では約900万円の経費削減を達成しております。

また、使用料以外の収入として、防災科学技術研究所のDONETの管理委託などによる収入76万円を得たり、できる部分の支出管理を職員や会計年度任用職員自らが実践して実施し、品質や利便性を落とさず適正な運営管理を実施しております。

今回、さらに経営という観点から改革を行い、品質やお客様への利便性をできるだけ損なうことなくアクアステーションを運営していくことを協議してまいりました。

次のページを御覧ください。

その結果、職員の体制の見直しや休館日への変更、開館時間の変更等により、コストを抑えつつも品質を保った分水ができると考えております。現在、正職員1名と会計年度職員2名が配置され、月曜日を休館日とし、シフト勤務による運営を行ってまいりました。この職員体制を正職員1名、会計年度任用職員1名の合計2名の体制に変更し、休館日を日曜日と月曜日、祝日にいたします。

新たに日曜日と祝日を休館する影響につきましては、企業利用では、日曜日に工場が停止していることなどから、定期利用での企業分水数は現在ゼロ社であることや、令和2年の1年間の日曜日の分水金額が約13万円であることから、他の曜日を休館する案も考えましたが、日曜日を休館とすることが最良であるというふうに判断をいたしました。

なお、原水の利用量の多い活魚車等への登載に関しましては、休日におきましても、大型分水施設のスイングステージで、事前に御購入いただいたコインで分水が可能となっておりますので、影響はございません。

次のページを御覧ください。

次に、開館時間は、現在 17 時まででございますが、これを 1 時間短縮して 16 時までとするというものでございます。

理由といたしましては、2 点ほどございます。

1 点目は、時間帯別に利用人数の統計を確認したところ、16 時以降の利用者が少なく、1 時間の短縮を行ったとしても分水に影響が少ないこと。

2 点目に、本庁では、会計年度任用職員の勤務時間は原則 6 時間で運用しておりますが、アクアステーションは、開館時間に合わせて 7 時間半の勤務時間としておりました。このことに関しましては、以前から総務課との協議を行っており、開館時間を短縮し、会計年度職員の勤務時間を 1 日当たり 6 時間にすることで、分水に影響を与えずに費用対効果が得られることから、今回条例改正案を上程することといたしております。

なお、休館日及び開館時間の変更につきましても、本議会において議案をお認めいただき次第、御利用者様に周知するとともに、御理解を得てまいりたいと考えております。

また、今回休日、休館等の変更、人員の削減、開館時間の変更による予算の削減でございますが、概算で年間約 265 万円ほどになっております。

私からの説明は以上となります。

○森本商工観光課長 以上で議案第 67 号、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 先ほど表のほうの説明では、分水料、横ばいという感じやったですけども、今年度に関してはどんな感じになっていきますか。

○森本商工観光課長 今年度の 11 月末時点では、トータルで 158 万 5,000 円でございます。昨年度が 168 万 7,660 円でございますので、コロナ禍の影響を受けておりますが、比較としましては、利用率が伸びているというふうに感じております。

○濱中委員 去年のは 1 年間通しての金額で、今言う今年の分は、11 月まででほぼ同じぐらいになっておるといことですね。

○森本商工観光課長 158 万 5,000 円は 11 月末現在でございます。

○小川委員 資料の販売価格等と言われるんですけども、何ページか分からん

ですけど、水質を設定温度 35 度状況下で 2 週間保管した場合異常なしとなっておりますんですけど、これ、35 度超えた場合に酸化したり品質落ちたりということはないでしょうか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 保管する状況にもよってくるかとは思いますが、現在予定しております配送業者さんと協議をしたところ、恐らくそれ以上を超えてくるようなことはないんじゃないかということと、あとは、お使いになるまでの配送の期間というのものも、相当時間短く御家庭のほうにお送りさせていただくことができるかと思しますので、品質を落とさん程度の配送を心がけて、事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

○小川委員 それと、その前のページですか、販売方法のところなんですけれども、ちょっと聞きますけど、活魚のトラックというのは、今何台ぐらいトラックが積んでいるか把握できていますか。

○森本商工観光課長 実際 1 台 1 台に許可という形は取っておりませんが、定期的に御利用いただいている企業に関しましては、13 社でございまして、活魚車が約 30 台程度じゃないかなというふうに見込んでおります。

○小川委員 その活魚車 30 台、積荷に海洋深層水を使っているということで、それに許可書を出していますよね、業者ごとに。それはトラック 1 台ごとに許可書に変えて、PR の辺りで後ろに貼ってもらうとか、コマーシャルみたいな感じで、全国走っていますので、尾鷲のトラックが、それで PR できるんじゃないかと思うんですが、ただで貼ってもらえると思うんですけど、その点、ステッカーを貼ってもらって、電話番号とかだったら電話入るようにキーワードを一つだけつければ、パソコンを開いてすぐ開けるように、そういうのは以前にも言ったと思うんですが、考えてないですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 PR 方法について、私どもも大変重要だと考えております。

実は、今委員おっしゃられたようないわゆるラッピングバスのような、今で言う名古屋と尾鷲の往復の青いバスの後に尾鷲市と書いてあるやつがあると思うんですが、あれをイメージして、実は来年度予算に載せられないかなということで予算のほうの見積りを取ってみたところ、思ったより非常に高い金額でございまして、具体的には 1 社当たり大体 20 万ぐらいかかるんじゃないかというようなことでしたので、今回予算に関しては、ちょっと課のほうで断念したような形ではあるんですが、おっしゃられたように一面にするわけでもなく、もうちょっと小さなものに

できないかとか、いろいろな工夫を凝らしてPRのほうも考えてまいりたいと思いますので、懸案事項の一つとして捉えさせていただきます。

○小川委員　　以前ステッカーみたいな小さいので海洋深層水のマークがあったんじゃないですか。あれって安いんじゃないですか、あれぐらいの。そういうぐらいの大ききで、それを許可書にして貼ってもらえればPRできるんじゃないでしょうか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　ちょうど委員おっしゃられるとおりのこのぐらいの大ききステッカーがまだ何枚か残ってございますので、今御利用いただいている事業者様のほうに配らせていただくのと、連絡先が分かるように、例えばQRコードをひっつけてあるとか、できる限りのPRをちょっと考えさせていただきます。

○小川委員　　それぐらいの大ききをやつを作っても結構かかるんですか、そんな小さい、何か文字入れるの。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　すみません、現在1枚当たりの単価、ちょっと手元に資料はございませんけれども、もう既に原本といたしますか、用紙が事業者様にあるかと思っておりますので、一から作るよりは恐らく安い価格で作られるんじゃないかなと思っています。

○小川委員　　あれ何枚かももらったことあるんですけど、嫌がるんですよね、みっともないと言って、それだけ言っておきます。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　デザインに関しましては、また今後、親しまれやすいと言いますか、トラックの状態に合ったようなものになるような形で、またPRのほうは考えさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○南委員長　　他にございませんか。

○村田委員　　ちょっと確認しておきたいんですが、ふるさと納税ありますよね。その中に深層水って入っている、今。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　　今のところ入っておりません。

○村田委員　　これは、いきなり深層水を買えと言っても非常に難しいものですから、今小川さんからPRの提案ありましたけれども、いきなりこの海洋深層水を送るのが一番いいんでしょうけれども、何かに無料で付録のような形でつけて、ひとつ飲んでみてくださいというようなことでやっていくことも一つの方法かなと。それが難しいのであれば、ふるさと納税のいわゆるパックありますよね、その中へパンフレットを入れておくとかということも、これやっぱり宣伝の効果が上がってくるのではないかなと。

せっかくこれ、通信販売ということになるんですから、現物もそういうふうを作ったら、例えばこれのミニボトルのようなものを、費用はかかるでしょうけれども、費用に相談してやらなあかんでしょうけれども、ちっちゃい試飲のようなものができるなら、どうぞ飲んでみてくださいというような形でやっても、一つの方法論として、こういうことも試みたらいいんじゃないかなと思うんですが、そういう点はいかがですか。

○森本商工観光課長 御提案ありがとうございます。

あらゆる面でPRに努めなければいけないと思っておりますので、その試飲の部分も検討はさせていただく中で、パンフに関しましても、ふるさと納税の返礼品の中に折り込むことができるのか、いろいろな方法があると思います。あらゆる形でPRのほうを考えさせていただいて、展開させていただきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼議長 すみません、先ほど小川委員が聞かれた中で、この資料の中に販売価格等の中に常温配送というか、設定温度35度以下ということになるかと思うんですけど、海洋深層水というのは、低温ということで清浄性が保てるということでプランクトンが発生しないとか、そういうのでいい水だということが売りなんですけど、夏場とかそういったときに35度、体感する温度も38度であるとか40度もあるところがあるという時代ですので、こういった夏場のときに事故がないような受渡しというのか、それをしないと、一度に清浄性が失われると、水そのものが変質になるということがあるので、その辺は対策的にしっかりしなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、どう考えていますか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 まず、海洋深層水でございますけれども、原水に関しましては、ほぼほぼ雑菌がないというような状況でございますので、今回試験をしたものも、原水といわゆる加工水と二つさせていただいております。原水のほうも全く、温度に関しては、やはり温かくなってしまいますけれども、成分的には特に問題はなかったということと、あと加工水に関しましても、加工水の場合は、加工した後にUVで殺菌をしておりますので、原水よりもさらに清浄性が高いというふうに考えております。

また、深層水の場合、生食用といいますか、直接飲むということは、製品上できませんので、いわゆる今回の特に原水に関しましては、御説明差し上げたとおり、まずは食品加工であったりであるとか、アクアリウムであったりとかに御利用いただけるような仕組みを考えていきたいなと考えております。

温度に関しましては、どうしてもクールで送るとなると配送料が非常に高くなるということもありますので、冷たさを求めない顧客に対しての今回PRというコマニシャルを打っていくということのことをちょっと心がけて、事業のほうを進めさせていただきたいと思っております。

○三鬼議長 地元でもそばを打ったりとかパンを作ったりする方が原水を使われておったりとかあるみたいですので、夏場の高温にならないように、せっかくあれですので、その辺だけ、もう忘れたかどうか分かりませんので、ずっと以前にかなり高温になって、うちではありませんけどね、ほかの地域のほうで海洋深層水がかなり高温になって、清浄性が保たれてなかったということが前にニュースであったことがあって、本市においても気をつけなあかんなどということで、本市では一切そういうことは起こっていませんけど、あったので、その辺は万全を期してほしいなと思います。

○南委員長 よろしいですか。

○小川委員 もう一回ちょっと聞きます。販売の対象としているのは、原水と濃縮水、これに淡水も売るんですか。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 現在アクアステーションで販売しております原水を含めた5種類全て、通信販売の対象となっております。

○南委員長 他にございませんか。

○村田委員 さっき私言わせていただいたけれども、ここは商工観光課ですね。ですから、アクアステーションの深層水だけでなく、この深層水を売り込んで観光の一つに役立てるということもやっぱり観光課としては考えてほしいんですね。

そういう意味では、先ほどのパンフレットなんですけど、こういう飲料水がありますよだけでなく、尾鷲には深層水を使った入浴施設がありますよと、一度来てくださいというようなやっぱりパンフレットにも工夫が必要だと思いますので、その辺は、賢い課長さんですから、十二分に対応していただけたらと思うんですけども、ぜひその辺のところも考えて対応していただきたいと思います。

○森本商工観光課長 ありがとうございます。

パンフに関しましても、現在「TEKUTEKU OWASE」、「WAKUWAKU OWASE」という2種類のパンフレットを作成いたしまして、来訪者の方が観光名所は行けるところ、観光名所を巡っていただいた後に、どういったことがお食事できるのかというようなお店の紹介というようなパンフレットを2種類用意させていただいております。

そういったものを十分使いまして、夢古道おわせのほうも当然紹介させていただいておりまして、そういった面も含めまして、総合的に課としてPRできるように努めさせていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、引き続き、議案第68号、一般会計補正予算の第11号の説明をお願いいたします。

○森本商工観光課長 続きまして、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)の議決についてのうち、商工観光課分を御説明申し上げます。

補正予算書の40ページ、41ページを御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○森本商工観光課長 第6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、国の地方創生臨時交付金の追加交付に伴う財源更正でございます。国庫支出金として1,040万8,000円を特定財源として充当するものでございます。本交付金の充当事業は、臨時会でお認めいただきました尾鷲市地域経済応援支援金及び当初に計上いたしておりました尾鷲よいとコストンプ会事業補助金でございます。

同じく、第3目観光費784万9,000円につきましても、交付金の追加交付に伴う財源更正で、充当事業は、尾鷲市あんしんみえリア取得推進応援金事業となっております。

続きまして、補正予算書の6ページのほうを御覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。本課に係るものに関しましては、中段より少し下の部分でございまして、尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設機器保守点検業務委託、期間は令和4年度分でございまして、462万円を計上するものでございます。

本経費は、みえ尾鷲海洋深層水の分水に係る取水機器保守点検をはじめ、大型分水施設や脱塩装置等の保守点検業務でございます。これらの業務により、アクアステーションの施設機器を適正に管理し、安定して海洋深層水を分水することができるものと捉えております。

次に、公衆便所清掃業務委託、期間は令和4年度で、66万8,000円を計上するものでございます。こちらに関しましては、商工観光課が管理しております尾鷲駅前、黒の浜、駅前ビジターセンター、向井、八鬼山入り口にございます4か所の公衆便所の清掃に係る費用でございます。

以上で商工観光課に係る説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○南委員長 68号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようでございますので、報告事項のほうの夢古道おわせのほうの報告をお願いいたします。

○森本商工観光課長 それでは、尾鷲市地域資源活用総合交流施設「夢古道おわせ」の指定管理について御報告のほうを申し上げます。

9月定例会にて御説明申し上げました夢古道おわせの指定管理につきまして、本年11月2日から10日までの期間で公募を実施いたしました。

11月24日に指定管理者選定委員会を開催いたしまして、令和4年度から6年度の3年間の指定管理につきましてプロポーザルを受け、指定管理者候補団体を、株式会社熊野古道おわせを選定させていただきました。

今後のスケジュールでございますが、令和4年第1回定例会におきまして、指定の議案及び予算審議を経て、御承認いただきました際には、基本協定及び年度協定の締結を実施したいと考えております。

以上でございます。

○南委員長 これ、9月で債務負担行為補正で上がっていますよね。その金額だけちょっと参考までに教えていただきたらと思います。

○世古商工観光課係長 令和4年から令和6年の3年間で2,785万8,000円でございます。1年当たりで言いますと、928万6,000円でございます。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○三鬼議長 指定管理を受けていただいて、株式会社熊野古道おわせさんですので、安定したような運営はしていただけると思うんですけど、例えば昨年から本年度みたいにコロナ禍のときに、例えばバイキングのところも年数がたってきて、テーブルとかそういったものがかなり傷んできた中で、やっぱり株式会社熊野古道おわせさんにそういった休みを利用してメンテというのか、行政も備品として直さな

あかんのやったら、行政側も相談に乗らなあかんと思うんですけど、割かし長期的な休みがあったにもかかわらず、この前再開したときに、テーブルとかそんなのが老朽化した中でしておるということがあって、せっかく長いこと休まざるを得なかったのに、何とかならなんだのかなと思ったりとかしたところがあるので、運営していただく中で、そういったところも行政側も気がついたことがあれば、有料の部分とか、休みでもしてもらう部分も含めて、長らく自社みたいな形で運営してもらっておりますもので、メンテ的なものもぼつぼつし出すほうがいいのではないかなと思います。その辺はどう考えておりますか。

○森本商工観光課長 御指摘していただいた部分に関しては、私も確認させていただいております。

老朽化している部分は、確かにもう年数がたってきて、備品等も傷んできている部分もありながら、修繕箇所もかさんでいるところは事実でございます。

その点におきまして、現在におきましても、指定管理者と私ども出向きまして協議のほうを重ねて、どういった方向が一番よいのか、利用者の方に満足していただけるかという部分はしっかりと詰めなければいけないというふうに思っておりますので、今後におきましても、その点においてしっかり協議を進めたいと思っております。

○三鬼議長 ぜひ温浴施設であるとかバイキング等についても、こういった形の中でコロナの終息等も含めまして、やっぱり本市の集客施設としては何本の指に入るような場所ですので、そういったことも万全に対応していただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○森本商工観光課長 しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、商工観光の審査を終了いたします。ありがとうございます。

最後に、建設課に入っております。

よろしいですか、課長。

それでは、建設課所管の議案第68号、一般会計補正予算(第11号)の説明をお願いいたします。

○内山建設課長 それでは、議案第68号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第11号)及び予算説明書に基づき建設課に係る予算について説明させていただきます。

きます。

通知します。補正予算書の6ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為補正でございます。6ページの下から9行目の尾鷲港公衆便所清掃業務委託で、期間が令和4年度ということで、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間で、限度額が60万4,000円、尾鷲港にございます3か所の公衆便所、天満公衆便所と長浜公衆便所、それと、市場横の尾鷲港の公衆便所の清掃業務でございます。

それでは、資料を通知させていただきます。

今回対象となる便所の位置図でございます。1番が尾鷲港の防波堤の付近にございます尾鷲港の天満の公衆便所です。2番目が長浜にあります長浜公衆便所で、3番目が魚市場横にあります尾鷲港の野外の公衆便所となっております。

以上で建設課の補正予算について説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

建設課からの説明は以上でございます。

特にございませんか。

ないようで、すみません、失礼しました。濱中委員、失礼しました。

○濱中委員 一応頻度だけ教えてください、委託する、回数。

○内山建設課長 清掃の頻度、回数でよろしいですか。

○濱中委員 はい。

○内山建設課長 週に5回程度の頻度で清掃いただくような内容となっております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、建設課の審査を終了いたします。ありがとうございます。

本日の常任委員会はこちらをもって閉会といたします。

なお、明日は、午前10時に市役所の前を出発でございますので、上着は防災服でお願いをいたします。

じゃ、終了いたします。

(午後 3時01分 閉会)